
平成26年第3回玖珠町議会定例会会議録(第3号)

平成26年9月18日(木)

1. 議事日程第3号

平成26年9月18日(木) 午前10時開議

第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)

第 2 一般質問

第 3 追加議案の上程(発議第2号)

第 4 追加議案の質疑(発議第2号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第 1 日程変更について(議会運営委員長報告)

日程第 2 一般質問

日程第 3 追加議案の上程(発議第2号)

日程第 4 追加議案の質疑(発議第2号)

出席議員(16名)

1 番 宿 利 忠 明

3 番 石 井 龍 文

5 番 中 川 英 則

7 番 菅 原 一

9 番 秦 時 雄

11番 清 藤 一 憲

13番 藤 本 勝 美

15番 繁 田 弘 司

2 番 大 谷 徹 子

4 番 廣 澤 俊 幸

6 番 尾 方 嗣 男

8 番 河 野 博 文

10番 松 本 義 臣

12番 宿 利 俊 行

14番 片 山 博 雅

16番 高 田 修 治

欠席議員(なし)

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 帆 足 浩 一

議事係 長 小 野 英 一

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	朝 倉 浩 平	副 町 長	小 幡 岳 久
教 育 長	秋 吉 徹 成	総 務 課 長	河 島 公 司
まちづくり 推 進 課 長	穴 本 芳 雄	環境防災課長兼 基地対策室長	藤 林 民 也
税 務 課 長	石 井 信 彦	福祉保健課長	江 藤 幸 徳
住 民 課 長	衛 藤 善 生	建設水道課長兼 公園整備室長	平 井 正 之
農林業振興課長兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	梅 木 良 政	商工観光振興 課 長	村 木 賢 二
会計管理者兼 会 計 課 長	本 松 豊 美	人権同和啓発 センター所長	山 本 五十六
教育総務課長	長 尾 孝 宏	学校教育課長	米 田 伸 一
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長	湯 浅 詩 朗	行 政 係 長	秋 吉 正 彦

午前10時00分開議

○議 長（高田修治君） おはようございます。

開会に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いを申し上げます。

会議中は静粛に願います。

会議中の言論に対し、拍手や可否表明などの言動は固く禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条並びに第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用、携帯電話の持ち込みは禁止されておりますので、ご協力願います。

また、本日は議会だより掲載のため、写真撮影の許可をいたしております。

ただいまの出席議員は16名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 日程変更について

○議 長（高田修治君） 日程第1、日程変更について議題といたします。

議会運営委員会委員長に委員会協議の結果について報告を求めます。

議会運営委員会委員長松本義臣君。

○議会運営委員長（松本義臣君） みなさん、おはようございます。

議員より、条例の一部改正についての発議の申し出がありました。本日 9 時30分より議会運営委員会を開催いたしました。発議第 2 号、玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、慎重に協議をいたしました。その結果、本日、お手元にお配りをしております変更日程表のとおり、追加議案の上程・質疑といたします。討論・採決については本定例会の最終日とすることになりました。どうか審議のほどお願い申し上げまして、議会運営委員会の協議の結果について報告を終わります。

以上であります。

○議 長（高田修治君） ただいま議会運営委員会委員長より、委員会協議の結果について報告がありました。お手元にお配りしております日程表のとおり変更することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議 長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、本日の日程については変更することになりました。

日程第 2 一般質問

○議 長（高田修治君） 日程第 2、これより一般質問を行います。

質問者は、一般質問表の順序によりこれを許します。

本定例会の質問者は 9 名です。よって、本日 18 日と明日 19 日の 2 日間で行います。

会議の進行にご協力をお願いいたします。

最初の質問者は、13 番藤本勝美君。

○13 番（藤本勝美君） おはようございます。13 番藤本勝美でございます。

久しぶりの一般質問で、私は今回 4 点について質問をいたします。

さて、今季は、秋は稲刈りの真っ最中になりつつあります。今年は夏の長雨で収穫を楽しみにしていた水稻農家の方々は大変厳しい状況の方もございます。豊年豊作を祈っておるところでございます。また、4 点目の質問のほうには、日本列島、大変災害で、南は沖縄、北は北海道まで全日本列島が災害に見舞われたような年でございます。幸いにして、この玖珠町は大災害がなくて幸いでなかったかなとこう思っておるところでございますが、広島県の土砂災害でとうとい 73 名という方が亡くなり、まだなお 1 名の行方不明者も出ておるところでございます。一刻も早く見つかることを念ずるところでございます。

さて、まず、一問一答方式で質問をさせていただきたい、こう思っております。

1 点目から入ります。森駅通りの商店街の今後ですが、先日、議会において、これまでの取り組みや進捗状況の経過が説明されました。水戸岡さんにまちづくりのアドバイザーを引き受けていただき、はや 1 年が過ぎようとしている今日でございますが、駅前広場とトイレの改修は終わりましたが、その他が全く目に見えません。時々、絵を見せていただき、ああなる、こうなると想像は膨らみますが、

町は一体何をやりたいのか、具体策がわかりません。予算は膨らみ、既に幾らかかかったと言われますが、肝心なことは目に見えて町が、地域が、対象物が変わることだと思っております。駅前の商店街の今後の姿はどうなるのか、具体策はあると思いますが、お尋ねいたします。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） おはようございます。

水戸岡氏に委託をしておりますランドデザインにかかわることというふうに私ども思っておりますので、そちらのほうから回答させていただきたいと思います。

森駅通りの商店街ということでございますけれども、先般7月に森駅通り商店街の皆様と、このランドデザイン事業に基づいた水戸岡氏がデザインをいたしましたのれんによる修景について話し合いをしたところでございます。そこで、出された意見、考えにつきましてはさまざまでございましたが、駅通りの振興についてどうにかしたいとの考えはお持ちでありましたので、8月に再度協議の場を持ったところです。振興策につきましては、行政だけで考えるのではなく、森駅通りの皆さんと話し合いをしながら具体的なものを考えていくように今しておるところでございます。したがって、これから定期的に森駅通りの皆さん方とともに話し合いをしながら、そしてまた、ご理解を得ながら振興策を詰めて、具体的に実施していけるように進めていくように今しているところでございます。以上でございます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 話し合いをしているということでございますが、それでまた、地域住民の皆さんの声を反映するように、地域の皆さんとの話し合いをやっておるというようなことでございますが、ちょっとスピードを上げたらいかがなものでしょうかと。私の今度の質問の中で全般的にわたるんですが、1点1点、話をして、ものができ上がり、待って、次の目標に達するまでに約半年から1年かかるんでね。そしてまた次にかかる。そういったことでは、これも全般にわたって私、言うようなことになってしまいますけれども、スピード感がないと。私も水戸岡さんと個人的な話す場もありまして、食事もしました。そういった中で、話す中で、やはりスピードがないと、皆さんの動きが見えないと、職員さんの、町の動きが見えないと、これでは水戸岡さんもやる気をなくすんですよ。2年間の契約をしていますよね。2年間の契約をしている中で、もう1年過ぎましたよ。残すところ半年ぐらいになるんじゃないですかね。それだけの時間がたっている中で、私ども期待をしておるまちづくりは全然見えない。駅前、確かにできました。ただその1点と、私も質問の中で厳しく言いましたが、やっとトイレが立派なトイレができました。これはJRのほうも喜んでいました。そういったものをもう少しスピードを上げたらどうかと。25年に1億3,000万の周辺整備をつけたんですよ、町単独で。それには、県・国の予算もついてくるんだ。それは大いに短期間にスピードを上げてやってもらいたい、そこらはどうですか。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 遅いというふうに、今おっしゃられたというふうに思っており

ますけれども、昨年の12月より水戸岡氏に委託をし、水戸岡氏より具体的なものを出していただき、それに基づいて私どもやってきておるわけでございまして、3月には水戸岡氏と住民の皆さん方とも話し合いをされましたし、そこで出された案、図面等もございまして提案をし、先ほど申し上げました森駅商店街の例をとりますと、その案に基づいてどうだろうかという話もしてきており、先日もちょっと話し合いをしましたけれども、これはやっぱり地元の合意もなければなかなか進まないという問題もございまして、やってきております。私どもも職員2人で一生懸命やっておりますし、水戸岡さんとも連絡を取り合いながらやっておるわけですが、個々に限らず全般的には、例えば機関庫につきましても、進入路の整備がなければ中の整備もできないといったような状況もございましたし、そういった部分では一生懸命やっておるところでございまして。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 大体、皆さんのお答えはそうくるとは私もわかっております。職員の数が足らんかもあるかもしれませんが、やはりまちおこしはスピードを上げないと、せっかくの機関庫もあれだけの立派なものがあって、これは後に出てきますけれども、これが一体化しないと観光客は来ても、1点1点じゃ、ああ、あのぐらゐのもんかと、次につながるんです。皆さんも、あちこち全国有名なまちづくりのところに研修にも行ったかもしれんし、旅行にも行ったかもしれませんが、その中で感じてください。他のまちは、やはり1点でなくて、点が線につながっておるんです。線につながなければ玖珠町おこしはできませんよ。それを私はぜひ願いたい。

もう2点目に入ったほうがいいでしょう。2点目の機関庫全体像を明らかに、完成予想図と完成年度、今後の予算をどう考えているかお尋ねし、鉄は熱いうちにたたかなければと言われておりますわね。いつまでたっても私たちが思うような姿は見えません。さっき言うたとおりでございます。常々申しておりますが、議会、議員、町民、水戸岡さんが提示した予想図、想像図、グランドデザインを周知すべきではないでしょうか。先ほどから地元の皆さんと話しておるというようなことでございまして、やはり我々も私は、北山田です。町民です、玖珠町民です。だから、森町、それから駅前通り、いろんなところがやっぱり心配になるんです。そういった中で、議会、議員の皆さんの知恵もかりながら、一緒になってまちづくりをやっていききたいと。私たちがよくわからない、町民がわからないことが大変多うございます。私は全体像を町民へ知らせ、協力をいただき、ともにまちづくりを進めていくべきだと思っております。機関庫全体像がわからない、これから先どのようなデザインにして、誰が運営して、どのように集客するか、完成年度がいつになるのか、幾らの予算を考えているのか、お尋ねします。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 全体像、予算というふうにお尋ねでございます。

まず、機関庫の全体像としましては、昨年度に策定いたしました基本構想がございまして。この基本構想は、扇形機関庫・転車台の歴史を生かした地域の日常レクリエーション利用と、地域活性化を図

るための鉄道テーマパークの整備としての計画でございます。この計画に当たっては、平成24年10月に開催されました機関庫まつりの記念事業でありました扇形機関庫とまちづくりシンポジウムで出されましたご提案、機関庫保存委員会や活用推進協議会の皆様のご意見などをもとにしたものでございます。

さて、この計画は今年の3月にでき上がったものでございまして、本定例会初日の全員協議会でもご説明を申し上げましたとおり、機関庫周辺を9つのゾーンに分け、この基本構想に沿って、短期整備、整備検討、将来検討で事業を進めているところであるというふうにご説明申し上げたところでございます。

短期整備としまして、メインアプローチゾーンであります進入路及び踏切整備、また周囲からの進入や鉄道施設等の立ち入りができないようにする安全柵整備と、既存建物につきましては、機関庫関連展示、また来客者休憩所となるような多目的ホール及びトイレを備えた建物改修する予定でございます。この建物につきましては、ランドデザイン事業に基づき、水戸岡氏のデザインで建物改修する予定でございます。整備検討で、基本構想で示しています展示線路設置、公園芝生植栽、西側建屋改修、転車台修理等は今後、維持、管理、運営体制などソフト面での体制づくりを踏まえ、整備年次や整備予算は未定としております。将来検討の機関庫本体の耐震化につきましては、文化財としての保存や機関庫内部の空間活用など、今後整備の是非を含めて検討する必要があります。

完成予想図と完成年度につきましては、先ほど申し上げました整備検討や将来検討、それから維持、管理、運営体制などソフト面での体制づくりを整えたものが初めて完成予想図や完成年度というふうと考えております。

次に、予算でございますけれども、機関庫整備、進入路である町道・踏切整備、S L移設など昨年度と今年度の事業は3億1,100万円と見込んでいるところでございます。また、用地の取得や機関庫の防水工事などにつきましては、平成23年度までに7,400万円を支出しておりますので、来年度、S Lの移設費を含めると、これらを合わせた予算総額は3億9,300万円ほど、このうち一般財源が1億4,300万円、補助金は2億5,000万円ほど、およそ72%ほどになるのではないかと見込んでおるところです。なお、総事業費でございますが、先ほど申し上げました今後の整備につきまして算定をしておりますので、今お答えをすることができません。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 予算面も聞きましたが、莫大な予算を投じてやりますが、この予算を投じて、ここだけじゃないんです。まだまだ後に出てきますけども、そういった整備の中で今は1点だけを言っておりますけれども、機関庫ももう少し、どのくらいの整備をやって、転車台を整備する、これはもう早くからいよる。JR九州の社長と我がまちの出身代議士が2人で転車台を動かして、これは動くじゃないかと、価値観があるなど言ったときも、もうこれも1年以上過ぎておる。私も早くからあれを町の鉄鋼所に頼んで、修復したらどうかと言ったこともあります。水がたまり、転車台の主軸

じゃない周辺には草ぼうぼうと、こういうことじゃ絵にならない。水戸岡さんにもお願いしましたが、これはそこらの絵を描かれておるかまだ私もその後、聞いておりませんが、機関庫に放射線状といたしますか、扇形にある機関庫に向かった線路を敷かんのですかと。それじゃないと機関庫と見えんです、説明だけでは。やはり、ＪＲにお願いして、あれに向かって入る。列車は入りませんよ。列車を入れろというんじゃないんです。あれにやっぱり姿が見える。廃線になった線路をいただいてきて、その姿をあそこで作ろうじゃないかと、こう思うんです。思うし、私は前からそれも言ってきたことはございます、何回か。デザイナーの水戸岡さんにもそれはお願いしてあります。

これは、ＪＲにお願いしたら、もともと国鉄イコールＪＲで持っておった品物を我がまちが譲り受けた。それを皆さんが懇切丁寧にお願いに行けば、必ずどこかにある線路、枕木は今どこでもありますよ。それを敷いて、これは確かに機関庫じゃと、本当にすばらしいなと。産業遺産にまでなったものをあのままじゃいかんと思う。それだけにしたら、観光客は、おお、すばらしいなと、それは感銘すると思います。そこまで考えてやる気がありますか。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 今、議員がおっしゃられた転車台、それから放射線状に機関庫にレールを敷きなさいということでございますけれども、この地域につきましては、今後の整備検討のところの区域にも入ってきますけれども、基本構想にお示しをしました中には放射線状のレールは入っておりません。ですから、この基本構想に入っていないということは今の段階ではこれはまだ今後の整備検討でございますので、どうするということはまだお答えができないなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） 今回はできんと思いますよ。ただ、近々にこれはやはり立派なものに見える形にしてみたいと。せっかく志免町から機関車をいただいて、今、修復をしておりますね。これより末は2,000万円を超すような経費を投じてここに入ってくるでしょう。立派な雄姿が入ってくるでしょう。けれども、何か降って湧いたあそこで作ったようなＳＬじゃ絵にならない。だから、やはりそれに、昔はこうして入っておったんですよという転車台、それから線路、これはやはり絵にしてください。絵じゃない実物にしてください。

まちづくり推進課長の穴本さん、今年から課長になって、こちらのまちづくりのほうの課長になられたんで、そうスピードも上げづらいでしょうが。やはり町職の皆さんは異動があるので、異動がありまして、2年、3年たったら異動じゃと。ややもすると退職じゃというようなことで去られたんじゃないまちづくりはできませんよ。やはり、みんなが一緒になって、全てを生かしたものにしたいかないと金を投ずるだけになりますよ。ここらを十分、横の連絡といたしますか、まちづくり推進課長、推進課、商工観光課、これはもう一体のもんですよ。恐らくこの後の質問の中で、今度は商工観光課長がお答えをくれるんでしょう。私の言っていることは、まちづくりの観光名所をいいものに、ス

ピードを上げてやってくれとお願いする。今日は2人の方がめいめい答弁に立たれると思いますが、常に横の連絡をとってやってくれる、密接なつながりでやってくればスピードも上がるんじゃないかなろうか、そう思っておる。

転車台が、今あれだけ赤さびが出て、溶鉱炉に入るようなことにならんように。中国のほうで鉄が足らんというからどんどんくず鉄屋さんが動いておりますが、あっちにならないように。早くやはり、これはすばらしいものができたかと、でき上がったなという方向にやってもらいたいと、こう思います。積極的な取り組みをしないと、熱が冷めないうちに、さっき言いましたように鉄は熱いうちにたたけと。要は、観光に着手しておるんですから、やはり総力を挙げてこういった方向でやってもらいたい。それは農業も商業も皆大事ですよ。けれども観光は観光で人を集めること、人が来てくれなければ町は栄えませんので、そこらをこんこんとお願いするところでございます。

その中にあるミニS L。先日、私もミニS Lを見に行きました。この春にレールを敷いて、ミニS Lが先月に試験運転をしたと。それだけの間がスピードがないんですよ、春に完成して。それは、コンクリートでレールを敷いておるからコンクリートの固まる時期、何ていうんですかね、期間が要るでしょうけれども、余りにも長過ぎて。ミニS Lの試験が先月か何か、つい最近行われたと。これじゃ、何千万も、2,000万ですか、かけたこの施設が生かされていない。子供たちは待っておるかもしれんですよ。

昨日、その若竹保育園でしたか、保育園の方が園児を連れて行っておりましたけれども、何とミニS Lの周りが掘り返したおかげでしょう、そこらあたりが特に草がぼうぼうで勢いづいておる。私、車で入って行って、草があってどこにあるのかわからん。近づいたら見えた。こんな管理じゃどうもならんのじゃないかと、ならんのじゃないですか。このミニS Lを、どこがどうお願いし設置を要望し、どこがどう運営を今後するのか、どういった計画でおるのか、そこら辺をちょっとお聞きしたい。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） お答えいたします。

議員ご質問の豊後森機関庫周辺整備の関係でございますが、豊後森機関庫及び転車台を含む周辺地域につきましては、現在でもほぼ毎日、本日も来ておりますが、県内外からの個人や団体、団体バス等、そしてテレビ局等のマスコミ関係の方々がほぼ毎日来ております。その中で写真撮影、プロモーションビデオ撮影、観光目的の見学とか文化財視察等に見えられている玖珠町の重要な観光素材の一つとなっているところでございます。

現在、まちづくり推進課のほうにおいて、先ほど穴本課長がお答えしましたが、機関庫周辺の整備中でございまして、観光担当課としましては、完成後の町外からの観光交流人口の増及び滞在時間の延長となるような運営方法などについて、社会見学の場合、学びの場としてのソフト部分の仕掛けについて検討しているところであります。先ほど、穴本のほうから申し上げましたが、やはり町道整備、そして通行者の安全対策のための遮断機つき踏切の整備、さらに来場されたご家族、子供たちが施設外の線路等に出ることのないような安全柵を設置することが必須の条件であると考えておりますし、

J Rのほうからもそんなふう要望されているところでございます。

議員ご質問のミニS Lにつきましては、まず草の関係ですが、これは放置しているわけではございません。理由があってああいう形になっております。設計者の方々とも協議して、実際あの機関庫の周辺の草刈り等については観光協会、それと豊後森機関庫活用推進協議会の方々、掃除のたびにあそこは刈らないでいいかいと声をかけられていますが、設計者にお話ししますと、草の中、わざと残しているということになっています。必要な部分は刈っていますが、抜いていますが、自然の中を走る光景のほうが見えるよりもいいと。将来的にはあそこの芝で盛り山をつくったりとかいろいろ考え、ご提言もあるんですが、現時点においてはぱっと見て線路が見えるよりも、そういう草の中。必要な部分の草は刈って抜いておりますので、決して放置しているわけじゃないということだけはご理解ください。

それから、ミニS Lの常設レールにつきましては、毎年行っています機関庫まつり、これのときに毎年予算を投じて整備して、祭り終了後は壊して整地していたという状況のもとで、住民の皆さんよりその不経済さと安全性の面から、10年以上前からミニS Lの常設化の要望を受けていたものでございます。今回、整備したミニS L常設コースは、通常乗車することができる外周コースが316メートル、複線やピット内のレール等合計いたしますと約812メートルに及ぶもので、設置費用としては1,640万、基盤整備部に370万と、合計2,000万円を要しましたが、そのうち50%は大分県地域活力づくり活動支援補助金をいただいております。現時点では西日本一の長さでございます。

このミニS L常設レールにつきましては、主に子供たちに乗車していただくことが多いことから、その安全性について十分注意する必要がある、議員おっしゃられましたが、4月から半年かけて長時間経過に伴う基盤の傾斜、隆起と沈下等のないことの確認、そしてこれが重要な項目でしたが、夏場における暑さによるレールの伸縮と継ぎ目の安全性の確認をする必要がございました。9月までそれを実施してきたところであります。それで、これまでの安全性において特に問題がないということを確認できましたので、さきの9月2日から4日までの3日間、町内の保育園に連絡を取り、園児の皆さんに試乗していただいたところでございます。試乗していただいた園児及び先生方から、定期的子供たちのためにやっていただきたいとのご要望もいただいたところであります。なお、4日は雨天のため、この日は県の全国から旅行エージェントが見えたときにエージェントを乗せたんですが、雨のため子供たちの試乗を取りやめましたが、当日乗れなかった保育園の方がどうしてもやってくれないかというご要望がございまして、昨日17日に再度試乗会をしたところであります。この日は初めて、1周316ですが2周続けて乗るという600メートルに挑戦をちょっとしてみたんですが、特に問題なくて、子供たちのすてきな笑顔と歓声が上がっていたところでございます。

それと、もう一つご報告ですが、今回観光PRに向けた仕掛けとして、マスコミを招待して9月2日に試乗会をしたわけですが、来年のディスティネーションキャンペーンに向けた全国宣伝販売促進会議の初日の3日、全国から大分に訪れた流通エージェント約500名、1人のエージェントが大体1,000口ぐらいの旅行ツアーの企画を持たれているんですが、その方々に全員に配られた大分合同新

聞の一面に「楽しさ本物しゅっぱぽ」と題したミニＳＬ・ミニ蒸気機関車試乗会ということで、大分合同の一面に一応カラーで掲載されましたことから、これを見られたエージェントの方から現在多くの問い合わせが来ているところでございます。

それと、この新聞とテレビ報道の影響と、さらに８月２２か２４日に東京で開催されました第１５回国際鉄道模型コンベンションというところに西日本一の常設ミニＳＬコースが完成しましたとチラシをお配りさせていただいたところ、現在、全国でミニＳＬ・蒸気機関車を所有されている方から、いつから走らせられますかとか、何かイベント等があるならボランティアで協力しますとか、旅行会社や子育て中の親御さん等からミニＳＬの乗車はいつからできるのといった問い合わせが毎日のように来ているところでございます。町としましては、現在まちづくり推進課が積極的に取り組んでいただいています町道設定、あと踏切、さらに安全柵等が設置できたら、各種イベントでの利用やミニＳＬ蒸気機関車所有者からのレール使用料という形の徴収をしての貸し出し等、当施設の運用・活用方法を検討しているところでございます。

それと、ちなみに今度１０月１２日に機関庫まつりが開催されますが、この関係の問い合わせもすごく多くなっております。ミニＳＬは今回は使えるかとか、今回は３００メートル乗れるのかとか問い合わせが来ておりますので、今からお待ちになっておられる方が多いというふうに思っております。

大体、ＳＬについては以上です。

○議長（高田修治君） １３番藤本勝美君。

○１３番（藤本勝美君） なかなか答弁を長くやってもらいましたね。簡潔に言ってください。大体、わかっておるんですけどもね。先ほど、私が言ったこの管理運営、今お聞きしたところでは、説明の中では町の商工観光課が管理運営するんですか、今後。端的にお願いします。

○議長（高田修治君） 村木商工観光課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 現時点における町としての考えでございますが、完成後の運営方針といたしまして、現時点ではさらなる町費を充当して直接運営にかかわるということは考えておりませんが、先に申し上げました施設利用における安全性が整い次第、各施設の運営希望者を公募する方法もございますし、現在頑張っていただいております豊後森機関庫活用推進協議会、さらには玖珠町観光協会と玖珠町シルバー人材センターなどの組織の方々とも、施設の運用について有効活用について提示をする予定としておるところでございます。

現在、住民の方から、先ほど議員おっしゃられました、観光地を点を線につなげたという形での提案とかが多く来ておりまして、遠足ツアー、伐株山、機関庫・ミニＳＬ、三島公園のクロちゃん、遊具、わらべの館をつないだ、大分市、福岡市圏域の方、遠足の場所がないということで……

〔「後から後から出てくる」と呼ぶ者あり〕

○商工観光振興課長（村木賢二君） わかりました。大体以上でございます。

○議長（高田修治君） １３番藤本勝美君。

○１３番（藤本勝美君） じゃ、管理は当分、商工観光でやると。けれども、商工観光でやりよったら、

職場を離れてあそこに行かないかんとですよ。それで、今の答弁の中で、相当な要望、いつ運行しているんですかと、希望者が相当あるようですが、その人たちに応えなければ観光にはなりませんよ。やもすると、今、動かさんですかとバス1台来て言うたときに、町の職員がさっに行かれんですよね。そこらを早目に、公募はしておるといけどが、そこらをやはりスピードを上げてくださいよ。せっかく2,000万も投じて、もう試験まで終わったんだったら。やはり土曜、日曜、祭日だけでなく、管理運営者が早く決まればその人たちが追ってやられるんでしょう。必ず、その管理運営をする方には、やはり契約の中で、後々もういかにようになったから行政にまた差し戻すというようなことにならないように。行政がつくったのに、あるところで何点かわかるでしょう、民間委託をしてああ失敗やった、お返しします、町は引き取らんわけにはいかん。そういうことにならないようにやってください。

○議長（高田修治君） 村木商工観光課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） 議員ご指摘の通常の指定管理施設、管理運営のところの分も重々認識しているところです。今回の施設運営ですが、実際、JR九州との今、協議の中で進入路、踏切、これが完成しないと指定管理者を公募することもできませんし、まずその部分を急ぎたいというように思っておりますのと、今後、直接運営にかかわることは役場として、町はまず考えていません。今、協議していますが、観光協会等が管理して、団体客等が来たときに幾らかお金を取ってミニSLを動かすとか、そういう関係のほうの協議をしていて、今、前向きに協議が進んでいるところでございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） だからね、観光協会にお願いし、それならそれでしかとやってもらわないかんが、押しつけじゃいけませんよ、押しつけは。誰かやってくれんか、はよやってくれんか、押しつけて、ああやっぱり悪かったというようなことにならないように。

それから、今、答弁をもう先にされましたけれども、踏切は交渉しだして、どのくらいかかっているんですか、時間的に。もう1年になりませんかね、なるでしょう。踏切というのはすごく難しいんですよ。北山田の踏切等々で私も相当、助役とも渡り合ったこともあります。難しいんだから、これは皆さんの熱意で一生懸命お願いしなければ、当然踏切はやってくれるんじゃないという考えじゃ絶対できませんよ。早くお願いします。でなければ、やっぱりJRも、JRというか、あそこは部門があるんでね。JRの本社、本社にも私どもの知り合いもありますよ。そういった方もおるけれども、上から物を言うたんじゃ、絶対、大分の支社がむくれます、担当が。それと、路線は路線で権限がある。そういったところをやはり大事にお願いし、丁寧、懇切にお願い、もう日参するくらいに行かんとだめですよ。何か答弁したいようですけども、どうぞ。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 議員おっしゃられるとおり、JRとの協議というのは1年半ほどかかっております。やっと、この10月から工事に入れるという段取りになっております。なかなか、

今おっしゃられたとおり、福岡あるいは大分支社との協議をそれぞれずっとやってきた中でやっと工事に入れるような状況になった次第でございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） そこら辺はようわかっておるようですが、踏切というものは、現地でつくるのではなくて、よそでつくってあそこへ持ってきてきつとはめるやつですら。これはもう早目にやつてもらわんといかんです。

時間もなくなりましたが、観光にもう1点、質問をします。

我が町では久留島記念館、それから機関庫のほうも今質問したとおりです。それから、旧森町の再生ということで、今年までの予算で皆さん頑張っております。改修ですわね。それから、この前、山口怜子さん、この人も私ども個人的なおつき合いがあるんですが、この人もやっぱりすばらしい世界的に有名な方であれだけのキルトというか持ってきて展示をしてくれて、大盛会で終わったようですが、こういったこともやはり皆さんが手が足らんでしょうが、真剣に取り組まなければ繁栄せんと思えます。ちょうど議会中でしたが私も見に行っただんですが、山口先生、がっかりしておったですよ。展示する場所、山口先生が個人個人に一軒一軒当たったと、それでお願いをした。あるところでは金くぎを使うんですか、どうしてキルトを下げるんですかというようなことで、展示されるところとされないところがあったようでございますが、山口先生個人で交渉して回った。そういうことじゃいけませんよ。やはり、ああいう世界的に有名な方が来るということは、前もってあなたたちわかっておるはずだ。それを、やはり集会を開いたり、過度にお願いを行ったり、説明に行ったり、職員が日夜しなければいけなかったんじゃないかなと。山口先生も助手の方も本当にがっかりしておりました。よし、それは私がちょうど質問の中に入っていますから、皆さんに懇々とそこらは言うておくということで約束をしたんですが、そこらどう思っておりますかね。

○議長（高田修治君） 村木商工観光振興課長。

○商工観光振興課長（村木賢二君） ご質問の件なんですが、少し状況が違うように思います。私どもまず、森地区、街並の方々、皆さんに集まっていだいて説明し、街並の皆さんがしてくれるところを抽出していただいて説明は大体してくれるところを全部当たったところです。中には、そのときに納得していなかったけれども、個々に会ったほうがいいかなというところを先生のほうが個々に会ったほうがいいんじゃないかということで数軒は当たられたようですが、事前に説明し、地域の方のご了承を得て、先生に直接回ってもらったというようなことはほとんどなかったと思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） それはあなた方の見解はそうだと思う。けれども、相手方にとってはやはりこれじゃないですよというのがあるんです。だから、打ち合わせ等々綿密にやらんと、そういったお互いのギャップが出てくるんですよ。だから、そこらをやっぱり一緒になって検討してください。

大盛会だったですね、毎日200から250、多い時は、300の観光客がおいでた。これは立派なことです。こういったことがまた近々に、町長の計らいであちこち企画されておるようです。その中で、玖珠町がいろんなことで観光面で盛り上がるように、森町、機関庫、森駅通り、それから忘れてはならないのが伐株山、この壮大な伐株山。あそこから見おろす玖珠町の盆地というのはすばらしいですよ。観光客の人はみんな言うんです、行った人はね。それから滝瀬を登ってきたらこの玖珠盆地はすばらしいと、水戸岡さんは絶賛しておりましたよ。これを生かさなと。我々は毎日見ておるから、えっあれがいいかとみんな思うんですが、かずらがぶら下つとつたらあれを喜ぶと。そういったものを、やはりまちの人を取り込んで観光に生かしてもらいたい。

スピード、とにかくスピード。予算はかかるでしょう。町長、予算はかかります。ひとつ予算獲得に頑張っていて、このまちを、観光面を生かしてもらいたい。スピードを上げてやってもらいたいと、こう思っております。大体、そこらをお酌み取りいただいて、次の質問にいきます。

これは、先に広島のを申し上げましたが、我が玖珠町も先ほどから言うように山の盆地ではありますが、周辺では山つき等々、崖、急傾斜等々の多い集落もございます。今まで大きな災害がなかったんでありますが、昔はあっております。一昨年、2年前ですか、長牟田堤崩壊危険性ありで、町長、いち早く避難指示を出されましたが、本当にあの指示は私はよかったんじゃないかなと。早速、この長牟田堤の危険性があるということで、堤の土居を修理・修復をやろうとしていただいております。やはり、避難指示等々のあれがあったんじゃないかなと思うんですが、広島の災害をもって、国・県が災害地をいち早く見直そうということでやっております。我が玖珠町にも、多分にそういった危険箇所があります。それをこの際、少し過剰ぐらいに見積もって、見直して、県等々にお願いをしたらいかがかなものであるか。やはり危険ではあるけれども、急傾斜の堰堤もなかなかこれじゃつくれないとかいろいろ縛りがありましたが、そこらをいろいろと担当が検討して県に要望をお願いしたいと、こう思っておりますがどうですか。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 議員ご質問、広島災害を受けてということでございましたので、まずその件についてお答えをいたしたいと思います。

8月に広島市で発生しました豪雨による土砂災害は、死者・行方不明者合わせて74名となるなど、昨年の伊豆大島の台風被害を超える甚大な被害をもたらしました。広島地方気象台が土砂災害警戒警報を発表したのに対し、広島市の避難勧告がおくれたことに対し、批判が出ているところでございます。豪雨の要因といたしまして、気象台は、通常は積乱雲の発生地点は移動するので猛烈な雨が2時間以上続くことはまれなケースであるとし、バックビルディング現象が発生した可能性もあるとしています。台風と違い、今回のような1時間に100ミリを超える雨が2時間以上続くような豪雨は予測が難しいのが現状でございます。

今回、広島市において発生した土砂災害等を受けて、集中豪雨等に対する防災・減災対策の強化を図るため、大分県による集中豪雨等緊急防災・減災対策会議が8月末に開催されました。その中で、

避難勧告等につきましては、これまでは地域防災計画により設定されました避難勧告及び指示の基準に沿って発令することとなっておりますが、今後におきましては、本年４月に内閣府がまとめた避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン（案）でございますが、地域防災計画の見直しに至るまでの間、暫定的な基準として対応するよう指示がっております。

ガイドラインによりますと、市町村が発令する避難勧告等は、空振りを恐れず早目に出すことを基本としており、避難が必要な状況が夜間また早朝となる場合には避難準備情報を発令するなど、判断基準の考え方について、また設定について示されております。現在、国・県に沿って地域防災計画を見直している最中でございますので、このガイドラインについても反映させてまいりたいと考えております。

昨今の気象状況については、予測することが非常に難しい状況にあります。今後とも刻々と変わる気象情報の収集に努め、大分県及び大分地方気象台等、関係機関との連携を図りながら、地域防災計画及びガイドラインに沿う形で避難勧告等の発令を行うことで、被害を未然に防ぐよう努めてまいりたいと考えております。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美君。

○13番（藤本勝美君） そこらは報道関係でいろいろと大方はわかっているが、我がまちとして、やはり環境防災課と建設課、これ連携してそこらをやっていかなければ、あなたたちも手が足らんとします。人手が足らんとするよ。だからそこらを、やはり連携しながら、横の連絡をとりながら、早目に手を打ってください。これは、今の答弁の中でありましたけれども、なかなか集中豪雨が端的に感知できないとか、察知できないとかいうようなこともありますけれども、今はピンポイント的に雨が降るんですね。１キロ離れたところに降っておるんです、大きな雨が。だから、そういったのはどこにあるかわからんから、危険な箇所を早く設定して、住民に知らせ、ここ危ないですよ、危ないときには避難してくださいというようなことも前もってやったほうがいいんじゃないかと。降り出してやっていたんじゃ間に合わない。それから、防災無線もこれをあげておりませんけれども、何回も言っておりますけれども、防災無線、家の中でおるようなことはないと思う。そういったところも先々検討し、何億かかかるようです。そういったことも検討して、住民に早く知らせることを私ども議会として、議員としてお願いしたい。よろしく、その辺を検討してください。

時間がもう迫りましたので、私もこれで質問を終わります。どうかひとつ、玖珠町、まちづくり、一生懸命頑張ってもらいたい。よろしくお願いします。我々の知恵も利用してください。ぜひ、住民の知恵も利用しながらまちづくりに頑張りましょう。よろしく。これで私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（高田修治君） 13番藤本勝美議員の質問を終わります。

次の質問者は９番秦 時雄君。

○９番（秦 時雄君） 皆さん、おはようございます。議席番号９番秦 時雄でございます。

質問表に沿って一般質問させていただきます。

まず、消防団の処遇改善と整備の拡充について、それと、もう一つ学校における食物アレルギーについてであります。

消防団の処遇改善と整備の拡充につきましては、昨年の12月の、要約して言えば、消防団支援法というのが公布・施行されました。正確にいうと、消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律ということでございまして、要約して消防団支援法ということで言わせていただきたいと思います。この支援法の中身については、詳しく、私も消防団支援法の公布についてということで、多分当然ながら去年の暮れぐらいにも各市町村に総務省消防庁から通達されていることと思っております。

それでは、消防団の処遇改善と整備の拡充についてということでございますけれども、先ほど防災ということで藤本議員からありましたけれども、近年のこの局地的な豪雨、台風、自然災害が非常に頻発しております。そういうことで、地域防災力の強化というのが最も喫緊の課題となっております。その消防団の重要性が改めて注目をされておるわけでございますし、消防団は消防署とともに、その火災や災害の対応を行う消防組織法に基づいた組織であると、そういうことでございます。全国の全ての自治体に設置しており、団員は非常勤特別職の地方公務員として、条例により年額報酬や出動手当などが支給されております。火災や災害の発生時においては、いち早く自宅や職場から現場に駆けつけてその対応に当たると、要するに消防団員、消防団は地域防災のかなめであると、こう言っても過言ではないということでございます。特に、東日本大震災では、消防団の団員の皆様方が被災者であるにもかかわらず、救援活動に身を投じて大きな役割を發揮されておりました。

その一方で、消防団の皆さんが被災者であるにもかかわらず、住民の避難誘導、また水門の開閉、閉鎖などで198人が殉職されたと。まさに命がけの職務であるということが、消防団は命がけの職務であると、これが全国的に知られました。改めて、地域防災のかなめであることが、国民、私たちに深く認識をされたわけであります。

つい最近では、広島市での災害、多くのとうとい人命が失われました。しかしながら、一方におきまして、玖珠町も同じようでございますけれども、消防団の定数に比べて団員の皆さんが減少しているという、その実態というのは全国共通な課題であると、そういうふうに私たちも認識しているわけであります。いろいろ調べますと、1965年に130万人以上いた団員は、2012年には87万人に落ち込んでいると、そういうことが記されております。これは、1つは高齢化・少子化と、そしてもう一つはサラリーマンの方が多くなったということが一つの要因でもあるということでございますけれども、非常にそういうことでサラリーマンの方がふえると、多くなった、自分の仕事もございまして。緊急時や訓練の際に駆けつけにくい、そういった事情も減少の原因であると、そういうふうに言われております。私も、東日本の大震災の中で、消防団の団員のインタビューとか各報道の新聞の記事にも載っておりましたけれども、地元を守る使命感とボランティア精神で何とかやっているが、その現場の実情は本当に厳しいと、その胸のうちの明かされております。

こうした事態を受けまして、昨年の12月、消防団を支援する地域防災充実強化法、消防団支援法が成立・施行をされております。この同支援法は、消防団を将来にわたり地域防災力の中核として欠か

すことのできない、何物にもかえることのできない代替性のない存在と定義をされております。この消防団の抜本的な強化を国や自治体に求めて、支援法の中に、読みますと13項目ほどさまざまなことが説明をされております。これは、その中で地域防災力の充実強化、消防団の強化、消防団の加入促進とか公務員の消防団への兼職に関する特例とか、それとまた地元の事業者、企業などの協力の要請とか、そして消防団の装備の改善とか、そしてまた消防団員の教育訓練の改善及び標準化とか、市町村における防災体制の強化とか、また自主防災組織等の教育訓練における消防団の役割とか、そして自主防災組織に対する援助、そしてまた最後には防災に関する学習の振興とか、これは高校生とか中学生、そういった生徒児童に対しては防災教育、また技術を伝授する防災スクールと、こういうことなどの防災に対する学習の振興のための取り組みの振興を推進してくださいということになっているようであります。

そこで、消防団支援法について、今回の新しく支援法が施行されたわけですが、これについてどのような認識というか、お考えとかそういうことを相対的な形でお考えをお聞きしたいということでございます。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 法について秦議員より詳しくご説明がありまして、またダブるところもございますが、ご了承いただきたいと思います。

消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律、いわゆる消防団支援法につきましては、平成25年12月13日に公布・施行されております。この法律は、消防団を中核とした地域防災力の充実・強化を図り、災害から住民の生命・財産を守り、住民の安全の確保に資することを目的として制定されたものでございまして、消防団の強化、消防団への加入の促進、事業者への協力、消防団員の処遇の改善、消防団の装備の改善等が主な内容となっております。

東日本大震災のような大災害や局地的な豪雨及び大型台風による災害が各地で頻発し、地域防災力の強化が求められている中、消防団が果たす役割はますます高まっております。本法は、消防団活動の充実と強化を図る上で重要な法律であると認識をしており、今後ともこの趣旨にのっとり消防団活動の強化を図り、地域防災力向上に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、次の質問に入るわけでございます。

次の質問が、消防団の処遇ということでございます。具体的に申し上げます、消防団の報酬・出動手当の引き上げについて伺うということでございます。

この消防団の支援法の中にも、消防の改善をやっていくように、報酬等ですね、そういうことがきちっとうたわれております。玖珠町の消防団条例の中においては、現在は消防団の報酬が年額1万7,000円、そして消火活動をした場合、災害、火災などの出動した場合に1回につき1,700円、これが規定をされております。私、大分県下の市町村の消防団の出動手当について調べたんですけども、

これについてはまちまちで、消防団、その自治体によってそれが違うようであります。しかしながら2万円とか、玖珠町は団員の方が1万7,000円ということで、2万円とか2万2,000円とか、そういう形のところも結構あるように思われます。かといって我がまちの消防団に対する報酬は、全国的には大体6割が支給額。3万6,500円というのが国から交付税の形で各市町村にありております。出動手当についても7,000円が、各市町村に交付税という形でありておりますけれども、この交付税額に沿ってきちっと報酬を支給している自治体も調べましたらありました。ちゃんと国が指導する3万6,500円、1年の報酬が、それで1回の出動につき7,000円という規定をきちっと条例で制定している自治体もあります。ということでございます。

先ほど一番初めに、私が冒頭申したように、消防団の役割というのは非常に重要であると私たちも認識しておりますし、皆さん方も同じような認識だと思います。そういう中で、やはり今回の消防団の支援法の中で、こういった報酬とか、こういった出動手当の引き上げ、これはやっぱり消防団の報酬に対して引き上げというか、もうちょっと高くするよにということであります。

全国の自治体の報酬の支給額というのは、全国的な一般の団員の方、平均3万6,500円のうちの6割が支給されているということですね。3万6,500円じゃなくて、3万6,500円のうちの60%の支給ということですね。そしてまた、出動手当が5割ということであります。そういうことにしますと、我が本町は報酬支給額がパーセントに直しますと、一般団員が平均、国の交付税措置の3万6,500円に対して報酬額が46.5%です。1万7,000円ですからね。出動手当もその中の24.2%しかないということでございます。

ということで、消防団の報酬並びに出動手当の引き上げについて、これからやはり引き上げる方向でぜひともお願いしたいなと思っております。それは、1つは消防団の団員数の方が非常に減っておるし、またいろんな条件で自分の職業によって、火事だ、災害だといってすぐ出動できる人もあるし、なかなか難しい方もおられます。そうなると、消防団の報酬もそうでありますけれども、出動手当に関してもやはりこれは国の示す額7,000円、これにやっぱり極力近づけていくということは、私は大事じゃないかと思っております。

そこで、今回の支援法の施行を受けて、本町の消防団の報酬または出動手当についてどのような見解を持たれているかお聞きしたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） お答えをいたします。

消防団員の報酬及び出動手当については、消防組織法により各市町村の条例で規定することとされております。金額につきましては、玖珠郡町長会において決定をいたしておりますので、九重町も同額であります。金額については先ほど議員がおっしゃいました、団員報酬について年額1万7,000円、出動手当については1回につき1,700円となっております。

消防団員の報酬等につきましては、消防団支援法において処遇の改善を求められているところでありますが、これまで玖珠郡町長会において金額を決定してきた経緯から、玖珠町のみでの金額の改定

はできない状況でございます。今後、県内の市町村等の状況を踏まえ、また両町にて協議をしていきたいと考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、同じ町である日出町、日出町も玖珠町とは同じではありませんですね。やっぱり少し高いです。玖珠郡の九重町と玖珠町は同じ報酬、出動手当ということで統一されているようにございますけれども、ぜひともやっぱりそこら辺は町村会できちっとやっぱり報酬を上げていく方向で動いていただきたいなと、私はそういうふうに思っております。

それで、現在の玖珠町消防団の団員の方、定数が506ですか、定められておりますけれども、現在、何人おられるのか。そして国からの交付税が幾ら来ているのか、そこら辺がわかれば示していただきたいと思います。報酬について、消防団の報酬、1年の報酬、そして出動手当、1回の7,000円分、これに対してどういうふうな算定で交付税が玖珠町におりているのか、それを教えていただければと思います。

○議長（高田修治君） 河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 金額についてはちょっと調べさせていただきたいと思いますが、今、議員さんの質問で、普通交付税の中で提示されている金額との比較をされていまして、その考え方だけ私のほうから説明させていただきたいと思います。

普通交付税につきましては、国が人口10万人の地方自治体を想定しまして、一般的に必要と考えられる財政需要をもとに算定をされる地方の税でございます。よって、普通交付税の額及びその算定の基礎となっている各種単価等については補助金とは違いますので、各自治体の裁量によって決定されるものでございます。ちなみに、普通交付税の中で、先ほど言われました消防団員の報酬は3万6,500円ということになっています。これの、議員さんの中にもありましたけれども、60%支給ということになりますと2万1,900円、現在、うちが1万7,000円ですね。それから出動手当については7,000円となっています。その5割ということでしたので3,500円のところが、うちは1,700円ということになっておりますが、この単価は消防組織法の規定によりまして、市町村の条例で定めることになっており、町がその実態に応じて決定することができるものです。

また、地方交付税法において、国は交付税の交付に当たっては条件をつけ、またその用途を制限してはならないと規定をされております。このようなことから、本町におきましては、先ほども言いましたように、九重町との均衡を保つため玖珠郡町長会で決定をしているところでございます。玖珠郡町長会につきましては、この案件を、ぜひその中で検討するようにしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 藤林防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 現在の団員数のご質問でございました。

条例定数506名に対して、平成26年4月1日現在、447名となっております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 報酬に関してさることながら、やっぱり出動手当についても、そういう中でやっぱり議論をされて、出動手当も上がるように頑張っていたきたいと思います。ある自治体では、出動手当について細かくつくっているところがあります。1時間未満が2,000円とか、1時間以上4時間未満が2,300円とか、4時間以上が4,200円とか、そういうように時間帯に区切って出動手当を払っているところもあるようでございます。そして、個々の自治体では、本当に団員に対して3万6,500円、国の示す金額のとおり、これを報酬額にされているというところもありますので、積極的に報酬・出動手当についても、その中で話し合っていていただき、消防団の少しでも報酬手当が上がるように努力していただきたいなとそういうふうに思っております。よろしくお願ひしたいと思います。

それで、次の質問で、消防団支援法の施行によって、消防団の新たな装備・充実についてということでございます。

その中の内容を見ますと、新しい本年度の予算の中にもさまざまな消防に関してのいろんな新規のメニューが載っておりますけれども、ぜひともこういった新しく改正した消防団支援法の中の、こういったいろんな機材については、精いっぱい充実した装備をできるようにお願いしたいというのが、私の一つの大きなお願いであります。

そこで、3番目の消防団支援法の施行により、消防団の装備・拡充について今後どのように対処されるかということで質問をしたいと思います。

○議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） お答えをいたします。

消防団支援法の施行を受け、消防団装備を充実するよう消防団の装備の基準についても一部改正がなされたところであります。災害現場での情報共有のための双方向通信機器の配備、災害現場での活動時の安全確保をするための装備品の配備、救助活動時等に必要な救助用資機材の配備が主な改正点となっております。具体的には、班長以上の団員へ携帯用無線機及び団員ヘトランシーバーの配備、それから安全確保のための装備として安全靴、救命胴衣、手袋、防火衣の配備、救急活動用資機材としてAED、チェーンソー、油圧ジャッキ等の配備の充実を図ることとされております。

現在、玖珠町の配備状況でございますが、情報伝達機器につきましては、各消防車両に車両積載無線機及び正副隊長以上には携帯無線機を配備し、災害時に有効活用をいたしております。安全確保装備といたしましては、入団時に活動服とあわせて安全靴の支給を行っており、救助用資機材としては平成25年度にAED15基を配備し、本年度15基の配備と合わせて全ての部に行き渡ることとなります。他の基準を満たしていません装備品の配備につきましては、消防団と協議を進めながら、今後考えてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○ 9 番（秦 時雄君） 消防団のさまざまな車両と機材につきましては、積極的に必要なものは、この補助金を利用してそろえていただくというのが一番大事じゃないかと思っております。

いろんな消防団の災害整備費補助金とその機材などの整備に対する補助金とかさまざま含まれているようでありますので、今まで玖珠町消防がやっていたしかないような、これから災害に備えて玖珠町消防団も必要な、そういうことも起こってくるのではないかと思います。それで、そこらよく中身のメニューを見ながら、できるだけ装備を充実していただきたいということでございます。

次について、消防団への加入促進の取り組みということでございます。

先ほど冒頭で述べたように、いろんな原因がありますけれども、今後の消防団の取り組みについてどういうふうに行っていけるのかということをお聞きしたいと思います。

○ 議長（高田修治君） 藤林環境防災課長。

○ 環境防災課長兼基地対策室長（藤林民也君） 消防団への加入促進の取り組みというご質問でございます。

消防団員数につきましては、ピーク時には全国で200万人を超えておりましたが、先ほど議員おっしゃられましたように、人口減、少子化、サラリーマンの増加などの要因により、現在およそ80万人と全国的に減少傾向でございます。玖珠町におきましても同様でございます。条例定数506名に対し、先ほど申しましたが、10年前には平成16年度に476人いた団員が、本年26年4月1日現在では447名となっております。

加入促進の取り組みでございますが、町といたしましては、毎年1回消防団員募集のリーフレットを自治文書の回覧文書で配布をしており、消防団員みずからも地域に出向き、勧誘活動を行うなど、団員確保に向けた活動を行っております。また、役場職員につきましても加入促進を行い、若手を中心に現在55名の消防団員がおります。また、団員の大半が事業所等に勤める被用者であるため、消防団員が消防団活動を行いやすくなるよう、消防団員の勤務先に対して、消防団活動にご理解とご協力をいただいていることに対するお礼状を配付するなどの取り組みを行っております。

また、平成25年3月には、昼間の地域での消防団活動を補完する目的で消防団OBを中心に消防団応援隊が結成され、77名の方々が消防団と協働して火災被害の防止及び軽減に努めていただいたお礼を申し上げます。また、消防団とは直接関係はございませんが、玖珠農業高校において、クラブ活動の一環として、ハイスクール消防クラブを結成されて、現在5名の高校生の方が活動しているということで、これについても感謝申し上げ、今後消防団への加入につながればと期待をいたしているところでございます。

団員の確保、特に女性団員の確保、現在2名しかおりませんが、課題となっております。今後とも、消防団員の加入促進については、消防団の方々と知恵を出し合いながら推進してまいりたいと考えておりますが、議員の皆様方におかれましても、ご協力方のほど、よろしくお願いをいたしたいと思います。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） ありがとうございます。

これからも、防災スクール、高校生が出向いてやっておられるということでございます。これから、消防団支援法の中にも中学生に対してそういった防災教育というか、そういうのも含まれておるようでありますので、そういう小さいときから消防団に対する見識を深めていただくためには、教育での現場でのそういったことも必要であろうかと私は思っております。

いずれにしても、今回の私の主な大きなお願いというのは、1 つはやはり消防団員の報酬と出動手当の引き上げ、これについても国がこれを推進してくださいということで言っているんですから、私たち玖珠町の消防団の報酬、出動手当についても、少しでも上がるように取り組むよう行ってもらいたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

続きまして、学校における食物アレルギーについてでございます。

第1 番に質問であります。本町の食物アレルギーを持つ児童生徒数、そして2 番目のアドレナリンの自己注射薬（エピペン）を処方されている児童生徒数ということで、これを伺うわけであります。

これは、文科省の有識者会議というのが本年3 月に、去年から何回も会合を開いて、3 月に取りまとめたその報告書を私もちょうと見させていただきましたけれども、学校のアレルギー疾患に対する取り組みのガイドラインに基づく対応の徹底。平成20 年に文科省が監修して発行された学校のアレルギー疾患に対する取り組みが、ガイドラインに基づく対応の徹底が不可欠であると、このことが有識者会議の中で改めて結論づけられております。改めて確認されるとともに、今後の改善、充実、方策等について具体的提案をされております。

文科省の有識者会議は、平成24 年10 月に東京都の調布市の小学生が給食後に食物アレルギーによる重篤な症状、アナフィラキシーショックというそうですけれども、この疑いで死亡された。この事故を受けて、この会議が設置されたということでございます。これに基づいて、多分、各市町村の教育委員会に報告書の提言された対応について、学校におけるアレルギーの対応についての方向性、それとアレルギー対策の研修会の充実とかさまざまな事柄が通知されていることと思います。

そこで、先ほど、一番先に言いましたように、本町の食物アレルギーを持つ児童生徒数と、アドレナリン自己注射薬であるエピペンを処方されている児童生徒数はどのくらいおられるのかということ質問したいと思います。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 秦議員のご質問にお答えいたします。

本町の小中学校で何らかの食物アレルギーを持つ児童生徒の数は、小学校28 名、中学校22 名の計50 名であります。これは、全小・中学校児童生徒の割合でいきますと、約4 %ということになります。そのうち、ご質問のアドレナリン自己注射薬、通称エピペンを主治医等から処方されている重篤な症状の者はありません。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） アレルギーを持つ子供さん、小学生が28人、中学生が22人、エピペンの処方されている児童生徒はなしということでございます。

それで、今後のことでございます。3 番目です。本町は、学校生活管理指導表及び学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインは活用をされているのかということです。ここがお聞きしたいところでございます。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 学校生活管理指導表及び学校アレルギー疾患に対する取り組みガイドラインの活用についてということですが、先ほどのご説明と重複いたしますが、文部科学省が平成19年度に発表したアレルギー疾患に関する調査研究報告書の中で、アレルギー疾患の有病率が高まっていることを受けて、日本学校保健会によりこのガイドラインが作成されまして、平成20年度に各学校に周知をしているところでございます。ガイドラインの中では、食物アレルギー、アナフィラキシーやアレルギー性結膜炎、気管支ぜんそく、アトピー性皮膚炎などいわゆるアレルギー疾患により、学校生活の中で特別な配慮が必要との診断があった場合、学校での取り組みを希望する保護者を通じて、個々のアレルギー疾患に関する情報を主治医等が、ご質問にありましたアレルギー疾患用の学校生活管理指導表に記載の上、学校に提出するということになっております。

当町では、若干様式に違いがございますが、同様の情報が記載されたものを保護者から学校に提出していただいております。学校給食を初めとしたさまざまな学校での活動や校外活動での個別の配慮を行っておるところでございます。

○議長（高田修治君） 9 番 秦 時雄君。

○9 番（秦 時雄君） 本町の教育委員会、中学校、小学校、各学校において、先ほど課長の報告、答弁がありましたように、アレルギー疾患に対するガイドラインというのはきちっと守られている、守られているというか実行されているということでよろしいですか。

それから、もう一つは、学校生活管理指導表についても、アレルギー疾患を持って、学校生活上、学校給食など特別な配慮が必要になる子供の症状や、アレルギーの原因の食材やアドレナリン自己注射薬であるエピペンの処方などの情報を医師が記入して、保護者が入学前に学校に提出する書類であると、こういうふうに認識しております。学校はこの管理表のもとに保護者と協議して個別の対応を検討するものであります。ということでございますし、この学校生活管理表はこういったアレルギーの子供たち、疾患を持っている子供たちが、学校の生活上、学校の給食などに対して当然、特別配慮をされておると思いますけれども、そこら辺の給食に関する子供たちの配慮について、どういうことをやられているのか、私たちは一般には非常に見えにくいので、お知らせをしていただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） まず、本町においてガイドラインのほうが守られておるかということ

であります、このガイドラインにつきましては、先ほど申し上げましたとおり、平成20年度に各小・中学校に配付、あと説明のほうをしておるところでございます。その中で徹底をしてきているところではありますが、特に食物アレルギーの対応につきましては、先ほどお話がありましたとおり、2年前に東京都で児童が給食を食べた後、食物アレルギーによるアナフィラキシーショックとみられる症状で亡くなったという事故を受けまして、学校アレルギー疾患に対するガイドラインをもとに、その対応を二度ほど校長会のほうで周知しております。また、昨年度は「学校管理下における食物アレルギーへの対応」というDVDを各学校に配付して、教職員の食物アレルギーに対する共通理解を求めているところでもあります。

今年度も、食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会に町内の小・中学校から養護教諭や管理職など12名が参加しておるところであります。また、学校給食の対応につきましては、食物アレルギーを持つ児童生徒への学校給食の対応についてですが、現在、給食センターでは町内の小・中学校及び幼稚園の児童生徒及び職員に1日1,500食余りを調理して学校に届けておりますが、その中で比較的強い食物アレルギーがあり、給食に原因となる食材が混入すると症状が出るおそれがあると学校から届けのあった小学生8名、中学生9名、計17名の対象者について、前月の下旬に献立表が出た時点で学校の養護教諭と担当者から給食センターに連絡がありまして、対象者にいわゆるアレルゲンを含むおかずは食べさせないように、学校と情報を共有して対応しておるところでございます。

本来であります、このような対象者に対しましては、安全な代替食を別途供給すべきではございますが、給食センターの現施設ではアレルゲンの混入事故をなくすための完全な隔離空間での調理ができないため、そのかわりとしてご飯のときにはふりかけを、パンのときにはジャムをつけて対応している状況であります。また、牛乳が飲めないと申し出のあった対象者に対しても、同様に学校と情報を共有して対応をしておるところでございます。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 取り組みがよくわかりました。それで、食物アレルギーの次の質問が4番目のアレルギーを持つ児童生徒への学校の給食の対応ということでしております。これ重複、先ほどしましたんで、その答弁でよろしいでしょうか。

それで、わかりましたけれども、いろんな形でアレルギーの児童生徒に給食の誤配を防止するための工夫ということで、そのことに対しては、例えば食器とかそれに特別な形、色をつけたその子のためのもので、そういう形の指定というか、そういうことはやっておらんですか。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 食器の色分けというところまではできていないというふうに認識しておりますが、その児童生徒の名前とかわかるように、誤配がないようにするように、基本的にはそのものが入っているおかずを抜いているので、わかりやすくはなっておると思うんですけれども、そういった対応になろうかと思っております。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 各地方自治体によっては、先ほど言ったように食器のトレーを変えとか、そういうこともやっているところもあるようであります。とにかく誤配がないように、そして、アレルギーのものがいいようにというのが一番の重要なことですので、そこら辺、その取り組みというのはやっていただくのも必要かなと私は思っております。

次にまいります。

次に、5番目の緊急時の対応ということでございます。この対応については、児童生徒の食物アレルギーが大変増加している、現場の教職員には緊急時に対応ができるかできないかという、この知識と経験というのは非常に最重要視されるわけでありまして。アナフィラキシーには早期のアドレナリン自己注射薬エピペン、これが有効であると。そういうことで、そういう症状を持った子供さんたちはエピペンを所持しているということでございます。玖珠町はエピペンの持っているお子様おられないということで、これはこれでよかったんですけども、患者の救命率は30分以内に投与できるか否かで大きく異なりますということですね。このように伺っております。

その調査結果によりますと、平成20年から平成25年の期間に、学校におけるエピペンの使用が408件あって、使用したのは本人がじかに、その症状が出て本人がじかに打った、これは122件で、学校職員が106件、保護者が114件、救急救命士が66件となっており、既に多くのケースにおきまして、学校でエピペンが使用されております。

我がまちでも、今後こういったエピペンを使用されるお子様が出らんとは限らない。それに対処するためにも、全職員が適切なタイミングでエピペンを使用できる緊急時の対応ができることが重要であります。そこで、この緊急時の対応について、我がまち教育委員会はどのような対応を行うのか、方法を考えて、その対応策をちゃんととっているのかということを伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 各学校における緊急時の対応ということであります。

まず、食物アレルギー・アナフィラキシーについては、先ほど申し上げましたとおり、このガイドラインの周知徹底という中で、その分は行っておるところではございますが、一般的な緊急時の対応については、各学校で毎年危機管理マニュアルをつくっております。その中で、アレルギー疾患の発症などの事故やさまざまな事件や災害などの緊急時の対応や連絡先、職員の役割分担等について詳しく定めております。この点についても、職員会議等で確認徹底を図りながら、緊急時の万全に備えておるところでございます。

○議長（高田修治君） 9番 秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 私、学校の中でのそういった食物アレルギーの人数ということで質問をいたしましたけれども、就学前の幼稚園とかそういった子供さんにはそういう情報があれば、これは突然お聞きしましたんで、わからなければわからないでもいいんですけども、その辺の数字がわかれば。すみません、突然に質問しまして。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 給食の関係で、各幼稚園のほうに持っていつておりますので、給食の関係でいいますと、幼稚園のほうにそういう重篤な症状の子がいるということは今のところ聞いておりません。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） それで、我がまちは、教育委員会は各中学校・小学校の例えば教職員の皆さんに対して、研修というのは、ある部分の方が研修に行かれていますのか、実際は現場の先生方が全部行かれて研修を受けることが一番必要なことと私は思っておりますけれども、玖珠町のほうはどういう形で研修に参加されているのか。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 先ほど申し上げた部分ではございますが、本年度につきましては、学校保健会のほうの主催の食物アレルギー・アナフィラキシー対応研修会ということで県でありましたが、町内の小・中学校から、実際は養護教諭がメインでございます、養護担当の先生がメインで、管理職も数名含んだところの12名が参加しておる状況であります。毎年こういった部分が行われておりますので、特に担当する養護担当の先生方の参加を促しておるようなところでございます。あと、一般の先生方につきましては、昨年配付いたしましたDVD等を研修の材料としてお配りしておりますので、そこ辺での学校での研修をお願いしたいというふうをお願いをしておるところでございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 言うならば、直接担当している先生方も、そういう形で実際に研修をして、一番直近の方ですから、そういうことも私は、例えば救急救命のAEDのやり方にしても、じかで対応できるように実技を受けないと、なかなかDVDで見てもうろたえます。私たちも実際に実技で、私たち公明党議員が大分消防の職員が来ていただいてみっちりやった覚えがあります。なかなかこれは緊急のときにたじろぐ問題でございますので、できたらじかの、職員の方にもやっぱり研修会に参加できることが私は一番大事じゃないかと思っておりますので、ひとつ今後の課題として取り組んでいただきたいなと、そういうふうに思っております。

これで、アレルギーについての質問を終わりましたけれども、もう一つ、最後に町長、突然でございますけれども、消防団の処遇改善に、報酬・出勤手当の引き上げについて、どのようなお考えを持っておられるのかをお聞きしたいと思います。

○町長（朝倉浩平君） お答えさせていただきます。

先ほど、藤林防災課長が考えたとおりでございます。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） 藤林防災課長が答弁されたとおりでということでございますので、再度また申し上げれば、よく検討していただいて、消防団の報酬並びに出動手当についてはもっともっと充実するようにお考えをしていただきたいと、これは大きな希望であります。あと5分ありますけれども、

以上をもちまして、一般質問……

○議長（高田修治君） 答弁、総務課長。

○総務課長（河島公司君） 先ほど質問いただきました交付税に算定される額であります。交付税の額としましては、約3,100万円ということになっています。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄君。

○9番（秦 時雄君） わかりました。3,100万円、交付税が来ているということでございます。以上をもちまして一般質問を終わります。

○議長（高田修治君） 9番秦 時雄議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩します。

午後1時から再開いたします。

午前11時58分 休憩

△

午後1時00分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

再開する前に、河島総務課長より発言のお申し出がありましたので、これを許可しております。

河島総務課長。

○総務課長（河島公司君） 大変申しわけありません。先ほどの秦議員の回答の中で数字に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思います。

報酬の普通交付税の算入額ですが、先ほど3,100万ということで報告しましたが、307万2,000円ということの誤りがありましたので、大変申しわけありませんが訂正をお願いしたいと思います。

○議長（高田修治君） 次の質問者は、8番河野博文君。

○8番（河野博文君） こんにちは。8番河野博文です。

今回、9月議会におきまして、質問の機会をいただきましてありがとうございます。今回は議長の許可をいただき、一問一答方式で質問させていただきますが、質問の中で関連する項目が出ましたら、通告にない部分も若干あるかもしれませんが、ご質問のほうよろしくお願ひしたいなと思っております。

まず最初に、玖珠町教育委員会の関係ですけれども、新聞報道等でされておりました玖珠町の小中学生の学力向上施策の中で、全国の学力テストにおきまして玖珠町が非常に素晴らしい結果が出たということは、何年か前から教育関係者を中心に、また学校の教員の皆様方、それから退職された先生たちによる寺子屋授業、放課後児童の支援等いろんな面で皆さん方が力を入れてくれたんじゃないかな。その結果、大分県の中でも上位に来た、それから全国におきましても全国平均を超えたという、大変うれしいお話を聞きまして感謝申し上げたいと思います。これからも引き続き、大切な子供さんのために力を入れて頑張っていきたいなと思っております。

それでは、質問のほうに入らせていただきますけれども、まず最初に、久留島武彦記念館建設につ

いて伺うということになっております。

建設及び内容の検討と町民との協議はどのようにやってきたか、またどのくらいの回数を行ってきたか、どの程度の人が集まってやってきたのか、そういう面をお話聞かせていただきたいなと思っております。よろしくお願いします。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは、河野議員のご質問にお答えをいたします。

ご存じのとおり、これまでの経過は5月末に町長出席のもと、久留島会、清田コレクション整理委員会と一時閉館に伴い説明会を開催し、再度協議の場を設置するということにしておりました。しかし、6月議会の一般質問で2名の議員から同様の質問が提出されたために、町長が一般質問で答える形で町の方針を説明するということにして、その協議の場は現在、延期となっております。

町としては、久留島武彦記念館は若竹保育園舎を改修整備し、久留島武彦に特化した記念館としてリニューアルする、またコンセプトの一端として子供たちが学びや遊びに集う教育施設にしたいという説明をさせていただきました。教育委員会では、久留島武彦記念館にはその研究の第一人者でありますキム・ソンヨン所長の考え方やコンセプトを重視しているため、7月に一度ソンヨン所長との協議の場を設定いたしました。

以上であります。

○議 長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 今、簡単に説明いただきましたけれども、久留島武彦の記念館というのは、我々が玖珠町の住民として、人間として、玖珠町が今まで何十年とかけて久留島武彦先生を検証し、またその功績をたたえ、我々の町は童話の里、童話のまち、そして子供のまちというような考え方で来ております。そういう中で、住民のほうから要望がありました久留島武彦記念館をぜひつくってほしいという期待があります。そういう中ですけれども、今度の予算におきまして実施設計書、実施予算がついております。実施予算ということは実際の家の建築にかかるという予算と思うんですけれども、その割にはまだまだいろんな方と、久留島武彦先生の記念館をつくるに当たり、お話し合いがされるべきじゃないかと思うんですけれども、その辺はどんなふうに考えられますか。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 先ほど申しましたとおり、6月の議会で若竹保育園を改修し、久留島武彦に特化した記念館とするという内容で答弁をさせていただきましたが、それ以外のコンセプト等につきましては、その一部は説明をさせていただきましたが、内容についてはまだ現在のところ決まっておりません。

今後の方針といたしましては、町のほうで6月に町長が申しました一部の内容あるいは先ほど言いましたキム・ソンヨン所長の考え方等を入れたコンセプトの素案をつくり、素案をもとに住民の方との話し合いを進めていきたいというふうに考えております。また、今度の議会で文化財調査と実施設

計の補正予算をさせていただいておりますが、ご承認いただければ協議と並行して若竹保育園の園舎外のところでの発掘調査を並行して行い、これが二、三カ月程度かかるというふうに思いますが、おおむね意見の集約をした後に実施設計のほうに入っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 今、言われていますけれども、実施設計に入るということはもうこの段階で基本的にどういう内容のものをつくるということを、あらかじめもうでき上がっていないとおかしいと思うんです。実施設計の予算が出ているのに今から協議をしていく、それはちょっと予算が先に走り過ぎているんじゃないかな。それよりもまだまだ、先ほど聞いた中で、5月に久留島会、清田コレクションの会の皆さん方と話し合いをされたということでございますが、そのくらいの、悪いけど、話し合いでいいんですか。やはり、久留島武彦は我々にとっては本当に玖珠町の宝、そういう人である先生の記念館をつくるのに、そのくらいの話し合いでいいと思うんですか。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） まず、実施設計についての内容であります。実施設計を算定する場合の方法としては、設計者の労務量、これは図面の枚数等にもよりますが、これをもとにして算出する方法、あるいは業者等による見積もりにより算出する方法、またもう一つは延べ面積に基づく算出方法というのがあります。

今回の私どもの実施設計の金額の算出につきましては、構造、面積、設備等の算出がおおむね可能であります。まず、建物が新築に近い改修ということで、構造が木造で若竹保育園の園舎は260平米程度というふうな面積の制約がありましたので、この係数等を計算しながら算出をしております。

また、若竹保育園跡地の協議をする中で懸念材料としまして、文化財の安全的な保存等のためにはどうしても耐火的な収蔵庫が必要であろうということでこの分のプラス、また備品としては展示用のケース等が必要であろうということで、この辺の概算を合計しまして金額の算出をさせていただいております。ですので、先ほど言いましたように、コンセプトあるいはどういうふうな形にしていくかというのは、この園舎を活用する以外のところではまだ今後検討していくということになっております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 先ほどから何遍も話しますけれども、基本構想が余りにもざっと過ぎているんじゃないか。もうちょっと本当にどのような内容の、そして久留島先生を全国的にPRしていく、というようなことは考えられているんですか。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 河野議員のご質問にお答えします。

6月のときに、その質問にはお答えしております。そして、まず、6月に申し上げた立地的に森藩

との関連性や久留島武彦先生の生誕に近い場所であること、資料・美術品等の展示、研究所の機能、保管スペースを確保できること、わらべの館、清田コレクションとの相互連携がとれるところ、その中において関係団体は、場所は若竹保育園跡、九州電力寮の跡、わらべの館の前、旧つのむれホール
の4つ、この提示の中でまず場所ありきで場所を決めた。あとはコンセプトはどういうものにするかは今後皆さん方で、まず建てるという場所、この4つの候補の中で決めさせていただいていたのは場所が一番いい、この場所が一番いいというところで決めさせていただいた、あとは今後の問題だと思います。6月の質問で全く同じことを答えております。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 6月の質問で確かに聞いております。しかし、今度実施設計書の、実施設計の予算が出てきたんですよ。だから、予算が出てきたから再度確認させてもらっているんです。実施設計というのはもう建築に取りかかる、もう本当に実際の建築にかかる準備じゃないんですか。そういうところで6月は一応、場所については私は何も言っていません。今の場所がいいとか悪いとか言っていないんですが、ただ久留島先生を本当に我々の大事な先生として、そしてまた時々、これは町長にお伺いしたいんですけども、どこかの場所ではちょっと聞いたんですけども、今度できる記念館については余りよその人に来てもらう、PRするとかというようなのはそんなに考えられていないとかいうようなことを聞いたんですけども、その辺は町長はどんなふうに考えているんですか。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） そういうことは一言も言っておりません。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） わかりました。

先ほどの課長のお話の中に、キム・ソンヨン氏とも十分に話をし、またこれからも話をされていくということでございますけれども、我々も何回も先生と話をしております。しかし、先生の思われている構想は今、玖珠町が考えられている構想とはほど遠いもんじゃないかと思うんですけども、その辺についてもう一回確認します。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） キム先生とは私が都度、協議をさせていただいておりますが、7月に開催しましたキム先生との1回目の協議につきましては、町三役と私とまちづくり課長も同席をしてキム先生と話をしてきました。町長のほうで6月に答弁した内容とは、私はそう離れたものではなかったというふうに思っておりますし、これにつきましては、今後町でコンセプトを詰めていながら先生の意見を重視していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 基本的には今、うちの課長が答えたとおりでございますし、私どもとしましては、久留島武彦先生の第一人者である研究者のキム・ソンヨン先生の考え方、コンセプトを大事に

しながら素案をつくりまして、せんだっても久留島会の方と何回も話しましたんですけれども、久留島会を初めとするいろんな諸団体の皆様方のお考えをお聞きしながら、反映していきたいというように考えていますので、今後十分話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（高田修治君） 朝倉町長。

○町長（朝倉浩平君） 先ほど河野議員が久留島武彦先生の功績を含め、玖珠町において非常に重要な役を占める久留島先生、私、6月の答弁でも、読ませていただきますけれども、玖珠町のまちづくりの構想は昭和48年3月、このときの町長の玖珠町基本構想・基本計画策定を踏まえ、その後、童話の里構想が持ち上がり、昭和60年3月1日に制定された町民憲章によって、豊かで明るい童話の里づくりを目指すという言葉が明記されている。これでずっと玖珠町はやっています。そして、ちょっとはしりますけれども、「自然を愛し 子どもとともに 夢を育み 誇りを持てる 心のふるさと玖珠」を基本理念に上げて、「子供とともに育つ」を中心にまちづくりの方向性を示したところであります。そして、全部読ませていただいたほうが伝わるかと思います。元来、童話の里づくりの基本理念は、久留島先生の思想、活動がベースになっていると思います。この久留島精神を継承し、いかにまちづくりに生かしていくか。今まで、そしてこれからも極めて重要な課題だと思っています。現在、玖珠町で日本童話祭、児童生徒の協賛スポーツ大会等含め中心に、全国語り部大会、全国児童生徒俳句大会等の久留島先生を継承した多くのイベントを開催されています。しかし、童話の里とは何かと問われても具体的に説明することが難しく、その上、久留島先生に関する本格的な資料館等がないのが、これまでの状況でした。そのため、久留島先生の業績、久留島精神とは何か、改めて検証する意味で、2年ほど前、キム・ソンヨン先生を久留島武彦研究所の所長としてお迎えし、メルサンホールに仮研究所を設置したところであります。キム所長のおかげで全国から資料も集まり、久留島先生の偉業、ボーイスカウト関係も含め、かなり明確になってきたところでございます。

一方で、研究所が手狭な状況に陥っています。さらに、現在の久留島記念館、旧荒木邸は改築のため5月31日に閉館しているところから早急な対応が迫られています。そもそもわらべの館は59年、久留島記念館、あと、6月の答弁を見ていただいたらわかりますけれども、我々は久留島精神を簡単とは言っていないですよ。非常に重要視して、そしてまず、場所が一番いいところ。ただ問題は、議員は新築か改築かでいろいろ言われているような感じがするんですけれども、基本的には我々は久留島精神というのは玖珠町のバックボーンであり、まちづくりの、過去も今からも非常に重要な精神と思ってまちづくりを進めている、そういうところですので誤解のないようにしていただきたい。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） そのとおりでございます。しかし、自分としては、まだ新築、改築の話はしておりません。

内容についてもうちちょっと真剣に、皆さん方、いろんな方と話し合いの場をつくってほしいんじゃないか。例えば、課長さん、我々の耳にも入っているんですけれども、社会教育委員会の中でそういう話されましたか。建設についての話、全くされていないんじゃないですか。いろんな場所

でやっぱり、いろんなところでいろんな人の意見を聞いて、そして情報を集め、どういうものをつくっていく、もちろん、さっき秋吉教育長言われましたが、キム・ソンヨン先生のご意見を尊重するということでございます。それはもう確かに今聞きましたので、これから先につなげていきたいと思うんですけれども、ただ、町民とのいろんな場があると思うんですよ。そういうところの話し合いとか公聴会みたいな、いろんな場所で、そういう声を聞くようなことは考えられませんか。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 繰り返しになりますが、先ほどの中断をしております会合等もありますし、私どもとしては発掘調査の状況にもよります。その間に、基本的な建物に対するコンセプトを考えて、それをもって関係団体等とこれから協議を重ねていき、およそのコンセンサスを得たいというふうに考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 今、発掘調査の話が出たんですけれども、じゃ、若竹保育園の直接下にある部分のその辺の発掘は考えられてないんですか。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） これは、後で建設をするためのスケジュール等にも影響してくるんですが、私どもが今予算計上させていただいております発掘調査につきましては、若竹保育園園舎以外の敷地における発掘調査を予定しております。それは、例えば滑り台とか鉄棒とかあの辺を撤去するにしても発掘調査をしないとできないということです。その発掘調査を予定しております。また、建物の改修につきましては、建物の基礎を撤去したりすると全面的な発掘調査等にもなりますし、文化財の進めてきた方針との整合性がなくなりますので、建物につきましては、ずっと当初から改修ということで話をさせていただいておりますし、文化財調査については若竹保育園園地の建物以外の部分の発掘調査ということで捉えていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 発掘調査と言われたんで、一番先に今の建物のところの発掘調査をされるのかなと思っていたんですよ。でしたら、今聞いたら周りのほうの発掘調査ということで、我々いつも話聞く中で、若竹保育園のところが文化財がどうのこうの、外観がどうのこうの、そういう話を聞いてするんですけれども、2番目に入りますけれども、どうして建物を改修しなければならないのか、そして来年、再来年、28年の5月に、童話祭に間に合わせるということでございますが、その辺の根拠は何でしょうか。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） それでは今、議員がおっしゃったと

おり、いろんなものが全部影響してきますので、私どもの全体的なものについて少しご説明をさせていただきます。

まず、若竹保育園跡地を選択した理由であります、これにつきましては久留島武彦の生誕地に隣接し、また関係者からその推薦があった場所であること、それと要望書が提出されて、これは長年の懸案ですが、この要望書につきましては、少しでも早い開館をとというのが私どもとしては最優先課題だというふうに捉えておるところであります。それと、そのためにはこの場所については、今まで私どもで進めてきました文化財、旧久留島氏庭園を含む末広山一帯、角牟礼を含んだ名勝や国指定の推進を考えますと、この場所に新しい構造物をつくる、いわゆる新築をするということについては、これは文化庁や大分県との協議等も発生してきて、この協議だけでも多くの年数を要するというふうに考えております。そのために、先ほど言いましたように、園舎の分の発掘調査については期間を短縮するためにはこの部分をしないで済む改修がいいというふうに考えております。

また、森の城下町跡等の範囲内であるために、先ほど言いましたように、やはり新たな構造物の新設は好ましくないというふうに考えております。

それと、28年5月を目指すということではありますが、実は私どもとしては、この第5次総合計画の中に何ページも久留島記念館については表示をされております。第5次総合計画につきましては、前期計画、後期計画という2つに分かれております。前期計画の期限が23年から27年度までということの5カ年になっております。28年3月といいますと、その前期計画の一番最後のところになります。それで、私どもとしては長い懸案となっておりました行政課題を前期計画の中でなるべく解決をし、そうすると28年5月というのがその計画の最後のときに当たりますので、一応そういう目標としてこの数字を設定させていただいております。ただ、先ほどから言いますように、これから行います文化財調査等によりますと、スケジュールについては少し変更になるかもしれませんが、ぜひそのスケジュールを目標に私どもとしては進めていきたいというのが、その28年5月というスケジュールを打ち出した理由であります。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 確認なんですけれども、ただいま若竹保育園のところは旧久留島氏庭園の文化財の敷地内ということですが、これはこの区域は指定外じゃないですか。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 議員おっしゃるとおり、指定外であります。ただ、昨年にも策定をいたしました旧久留島氏庭園の管理保存計画の中にも、この隣接地につきましては、今後も調査によると範囲を広げていく必要があるということを課題として受けております。それで、グラウンドの一帯もそういう位置ということで私どもも認識をしていますので、新しいものについては建築をしないという方向で進めております。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8 番（河野博文君） 今のは、指定外ですよ。さっき言われたのは間違っていたでしょう。文化財の指定外の地域であって、あの周辺、グラウンドを含め、あの辺には町等がいろんな物を建てられても構わない、ただし、あの景観にマッチした、景観に合ったものを考えてつくりなさいという、そういうような内容じゃないですか。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 議員おっしゃられるとおり、指定外ではありますが、先ほど言いましたように、隣接して今後これについては追加指定の可能性があるとということが保存計画の中でも指摘をされております。そのために、町としても長い間文化財政策として進めてきました末広山一帯の角牟礼、それと末廣神社一帯の旧久留島氏庭園との整合性を考えて、そういうふうな判断をさせていただいております。

○議 長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8 番（河野博文君） まだ、その追加指定とかいうのは決まってないんです。今なら、本当にあの公園にふさわしい建物、そういうのをつくられても特に問題はないはずです。したがって、あれを改築してせんなんということはないと思うんです。あえてその辺を改築、改築で持っていこうというような意思が、何か強いんじゃないかな。だから僕は、基本構想をまず最初に考えて、そして若竹保育園の建物の敷地でおさまるものならいいんですけれども、恐らく、私はキム先生とも話をしました。やはり久留島先生のことについて、久留島先生が生まれてきてからどうように育っていった、どうような環境でやった、そしてまた日本を初め、いろんなところで口演をして回る、そしてその中で、久留島先生が日本で初めて何々をされる、日本で一番最初に取り組んできたこととか、いろんなことが先生に関してはすごく物語が多いんですよ。その物語が多いのをよく考えてから、そして、内容を決めて建物をどういうふうなものにつくっていくかというのができてくるんじゃないですか。もうちょっと聞いた話の中で、予算のほうが先に来ているような感じで動いているみたいなんですけれども、それはおかしいんじゃないかな。本当にどういうものが必要であるかというのをちゃんと皆さん方と話し合いをして、そして、せっかくつくるんなら、我々玖珠町にいろんなところから来てもらって、久留島武彦先生を知ってもらいたい。そして、子供さんたちが来ても楽しいような場所にしてもらいたい。

キム・ソンヨンさんの話が出たんですけれども、我々議員も紹介があって、昨年、愛知県の半田市にあります新見南吉記念館というのに行ってきました。そしたら、やはりそのまちは新見南吉を大事な人として、そして、そこに全国から来てもらおうと、そして、「ごんぎつね」という話、我々、行ったときには主にその話しか知りません。でも、久留島先生の場合、いろんなお話も話されていますし、いろんなことをやっている中で、そういう内容を先に決めてから、そして建築の構想にかかるべきじゃないかな。

今、長年の懸案ではということでございますが、要望書を出された方、陳情書を出された方につきましても、あえてもうこの一、二年の間につくってしまわんといかん、そういう気持ちはないと思う

んですよ。やはり、本当に玖珠町にとって久留島武彦先生を象徴していく、玖珠町のシンボルとなるような、そういうものをつくってほしいという気持ちが、自分が話す中ではそういう人たちが多いような気がするんです。ただあそこの中に森地区の一角に置けばいい、そういうものじゃない、そういうような話はよく聞くんですよ。だから、僕はいろんな人といろんな話をしてくださいということを言っているんですよ。今回、補正予算で実施設計書の予算が上がっているんで、ちょっとそれは早いんじゃないかなというふうに僕は思うんですよ。

もう一回聞きます。どの程度今から話し合いしていくつもりですか。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 河野議員が申されるとおり、私どもも久留島武彦記念館についてはいいものをつくりたいという考えは同じであります。その中で、今後は、先ほど言いました、まず町の考え方を、これは間取りをどうするかそういう問題ではなくて、施設のコンセプトをどうするかということを決定してから、それをもって議論を進めていきたいと。その議論については回数を重ねて、おおむねのコンセンサスを得られるような形で進めていきたいというのが今のところの状況であります。

○議 長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） これにつきましては、本当に皆さん方多くの関心を寄せておりますので、ぜひ、そういういろんな人の話を聞けるようなお話し合いの場をつくっていただき、そして武彦先生の記念館をつくっていただきたいなと思っておりますので、そういうような考え方でいってください。

次に、久留島武彦研究所の今後について伺うということでございます。

今、キム・ソンヨン先生とは2年契約でされていると思うんですけども、その研究所についての考え方をお聞かせください。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） まず、久留島武彦研究所としての存続であります、これは先ほど町長が言いましたが6月議会の中で答弁をし、今の研究所につきましては仮の場所であるので、私どもとしても新しい記念館の中に研究所を取り入れて、研究所としては記念館の中で存続をさせていくというふうな考え方でおります。

以上です。

○議 長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○8 番（河野博文君） その件はもう十分にわかっているんですけども、その中で、今の所長を初め職員、そういう人たちをどういうふうに考えていくのか、その辺を聞かせてください。

○議 長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 住民の皆さんのご意見とご要望により、平成24年度に久留島研究所が設立されたというのはご存じのとおりで、その際にキム所長に2年間所長としての委嘱をしております。昨年9月にお答えをした後に少し経過として、25年末でその期

間が終了しましたので、今年新たに2年間の所長職としての委嘱を行っております。現在の任期は一応28年3月までとなっております。1期2カ年は設置規則にもありますように、記念館に展示するための収集、所長から提出されました実績報告等によりますと、この収集には一定のめどがついたと。今後につきましては、先生の功績やヒューマンネットワーク等の調査を進めていきたいという、それをもとに書籍の出版や研究紀要等を発行していきたいというふうに先生からはお伺いしております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 2年契約ということであれなんですけれども、じゃ、その後はどうなるのか、そうしたときに、研究所はあっても人材はどうしていくんですか。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 今、2年契約で今度更新したんですけれども、その後につきましては、人事上の問題になりますので、ここで明確に答えることはできないと思います。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 展示場の中に、話の中で所長それから職員を置くというようなことをしていますけれども、今実際1人の男の職員がいます。しかし、3年ぐらいになるんですけれども、まだ待遇として臨時の扱いなんですよね。本当にやっぱり、こういうのは時間がかかる人材づくりですよ。やはり、町のほうでそういう専門家の人材をつくっていかうという気がないのか、またそういうようなことをしないと少なくとも2年でキムさんがもし帰られるとしたときに、後のことを考えたときに、それにかわる人をやっぱりつくっていく。そのためにはもうせつかく今3年もある臨時の職員がいるんですけれども、こういうところは普通の職員さんと違って長い経験が要るような職場と思うんですよね。その辺について人材を残していく、そういうような考え方はありませんか。

○議長（高田修治君） 湯浅社会教育課長。

○社会教育課長兼中央公民館長兼わらべの館館長（湯浅詩朗君） 今後、新たにつくります記念館等につきましては、所長あるいは学術員、これについては決定はしておりませんが、そういうものについては必要だというふうには考えております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） ぜひ、人材は大切です。残すというかつくっていく、そういうのをちゃんと何年か先のことを見据えた形で育てていってもらいたい。今1人いるんですが彼はもう3年目になると思うんですけれども、そういう人たちが臨時でそのままいくというのは、僕はどうかというふうに思います。

それでは、次のほうの質問に入ります。

町立幼稚園と民間保育園を今後どのように考えるのか伺う。玖珠町として、幼稚園及び保育園をこれからどのように考えていくのか、お聞かせください。

○議 長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 福祉保健課から議員のご質問にお答えしたいと思います。

平成24年8月に成立しました子ども・子育て支援法等関連3法は、急速な少子化の進行や結婚、出産、子育て等希望のかなわない状況、あるいは子育て支援の質や量の不足、子育ての孤立感や負担感の増加など全国的な状況と課題を踏まえて、幼児教育・保育を含めた子ども・子育ての総合的な支援を推進するというものでございます。新制度は早ければ平成27年4月に実施されるということになっておりまして、玖珠町においても昨年11月から玖珠町子ども・子育て会議を設置しまして、これからの町の子育て施策について協議をしているところでございます。また、その結果を子ども・子育て支援事業計画というものにまとめていくようにしているところでございます。

議員ご質問の幼稚園と保育所の今後についてでありますけれども、玖珠町子ども・子育て会議の中でも議論をしておりますし、法の趣旨に沿って幼児教育と保育の総合的な事業の推進の考え方に立ちまして、認定こども園への移行について、現在検討しているところでございます。

以上です。

○議 長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 教育委員会からは所管しております町立幼稚園についてお答えをいたします。

教育委員会といたしましては、平成18年に就学前教育審議会の答申を尊重し、町立幼稚園再編計画を策定し、その基本計画に沿って翌年の平成19年から、園児が定員を大きく下回る八幡幼稚園を休園するとともに社会情勢を考慮し、将来的には官から民への方向性も視野に入れていくことを確認しておるところでございます。

また、昨年から玖珠町版子ども・子育て会議に事務局として参画しながら、新制度の方向性や町内の私立保育園や幼稚園の意向などを把握、検討してきたところでございます。新制度の施行後に、現在の公立幼稚園をどうしていくかについてですが、現在の森幼稚園、玖珠幼稚園、北山田幼稚園の3園は園の施設及び対応する職員の要件で、新制度の中で推奨しております幼保連携型認定こども園に移行することはできません。また、子ども・子育て会議の中で実施いたしました玖珠町子ども・子育て支援事業計画のための実態調査の中で、公立幼稚園に寄せられた複数年保育や保育時間の延長を求める声に対しましても、同様の理由により対応は困難な状況にあります。しかしながら、新制度の幼保連携型認定こども園の中であれば、それらを含めた多様化した保護者の個別のニーズに応えることは可能になってくるのではないかというふうに思っております。

いずれにしましても、地域の少子化が進行する中で、これから先、町内の私立保育園等が幼保連携型の認定こども園に移行するということになれば、公立幼稚園としても存続するかどうかについても議論が必要になってくると思いますので、引き続き子ども・子育て会議の協議を進めるとともに、並行して今後のあり方についての協議を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 8 番河野博文君。

○ 8 番（河野博文君） 今、玖珠町の場合はもう数年前から官から民へということで、話を進めています。今一番問題になっておりますのは、今の公立の幼稚園の場合はどうしても預かっていただく時間が短い、もう2時ごろまでしかないということで、その後の時間が困るということです。最近の傾向として、民間保育園側のほうが長時間お預かりできるということで、そちらのほうに残る就学前の子供さんが多いんですよね。町として、やはりもうこの辺で早く民間なら民間に移して、そして保護者から要望がある5時ごろまでの保育をしていただく、そういうようなことを可能にする。

ただ、一般的に言われるのが保育園と幼稚園の違いはという話で、就学前の教育が保育園ではまだまだ足りないんじゃないかな。保育園側のほうはそういう資格を持った人がいるということで、受けても可能というようなことは聞いております。そういうような部分を早くクリアして、そして子供さんを預けて保護者の方が安心して働ける、そういうような感じのものを早くつくるべきじゃないかな。

時々話の中に出てくる、町の職員さんがいるということで、そういう方々の待遇も含めて対策を考えなければいけないということですが、そのやり方については考えようでいろいろできると思うんですよね。新しく民間の保育園側が幼児教育までやるということで、そういうものを始めた場合にはそういうところに指導者として残していく。ただ、正直言って、民間の保育園と町の職員さんでは給与の格差があると思うんですよね。だから、その辺についてはあくまで出向形式とかいろんなやり方はあると思うんですよ。とにかく、今、玖珠町に住んでいる保護者がどういうふうなことを期待しているのか、そういうようなところをやはり解消するために、一日でも早く一体型のこども園、保育園・幼稚園兼ねたものをつくるべきじゃないかなというふうに思うんです。その辺についてどう考えられますか。

○議 長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 私は常日ごろから思ったことがありますので、この際言わせてもらいたと思います。先ほど来、お話があるように、平成18年に幼稚園振興計画、そういうことの中から官から民へということが出ましたんですけれども、私どもは今、幼小連携、小中連携、幼小中連携、それに高校との中高連携も含めたことをしておりますし、できれば私は、小さい幼児の部分から、保育部分から全部一体して中学生まで見通した教育ができればいいかなというふうに思いがあったんですけれども、今度幼保連携型子ども・子育て新支援制度ができましたので、これにうまく乗ればというような考えがありますし、先ほど議員からの質問ありましたように、そうなれば就学前教育としての質の担保と申しますか、そういうことをしますとお互いに幼稚園側が保育園側に行って当分の間、移行期中で指導に行く、また保育園側が幼稚園に行って授業を見る、そして今の現保育園側が小学校に行く、小学校の先生と、そういうふうなことから連携を深めながら、玖珠の次代を担う子供を育てたいというふうな気持ちがしておりますので、そこら辺も含めまして私どもも十分福祉のほうと話しながら、協議しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議 長（高田修治君） 8番河野博文君。

○ 8 番（河野博文君） ぜひ進めていってほしいなと思います。子ども・子育て会議の議事録、イン

ターネットであるので見ているんですけれども、あの中で会議を公開しないというような部分があります。これは、委員の中にも公開していいんじゃないかという委員もいらっしやったみたいなんですけれども、やはり、こういう話し合いはオープンにして話し合っているんじゃないでしょうか。何で公開しない、後で議事録読んでもらえばわかるというような話でございしますが、そんなものじゃない、やはり来て興味のある方は話を聞かれるような、そういうふうな会議にしたらどうでしょうか。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 子ども・子育て会議の情報公開の件でございしますが、先日第4回の、今年に入っては3回になりますが会議を開きまして、情報の公開、傍聴等のお話をさせていただきました。最終的には公開するということで、傍聴可能ということでまとめが出ましたので、一応報告をしておきます。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） いいことと思うんですけれども、何かあの会議のあれ見とったら全部で4回か5回で終わりそうなので、もう公開されてもあんまりあれかなと思うんですけれどもね。とにかく、いろんな話し合いのときには公開してやるような形をとってほしいなというふうに思っております。

また、その中のアンケート等の関係を見たときに、病後・病児そういうところの子供さんたちを保育していただく、そういう場所等が欲しいという意見がかなりあったんです。そういう件につきましても検討いただきたいと思います。

○議長（高田修治君） 江藤福祉保健課長。

○福祉保健課長（江藤幸徳君） 病後児保育につきましては、本年度の予算の中で本年度中に実施したいということで、予算を承認していただいております。9月29日にオープンの予定で、施設側と今最終調整をしております。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） よろしくお願ひします。

次に、最後の質問になります。

豊後森駅前通りの活性化整備計画について何うということで、1番目、パチンコ店跡地利用計画について伺います。これにつきましては、駅通りの商店街協同組合より要望、陳情がありまして、ぜひ、あそこを町のほうでどうにかしてくれないかというようなことがありました。もう時間もありませんので、一緒に駅前通り商店街整備計画の進捗状況について伺いたいと思います。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 1番目、2番目の質問一緒にということで一緒に答えさせていただきますが、パチンコ店の跡地利用計画ということでございします。ご承知のとおりグランドデザイン事業に関しまして、3月、住民の方々と意見交換の折に、水戸岡氏が跡地利用案につきまして公園か、あるいはイベント用倉庫などといった複数案でございしますけれども皆様方に提案をし、投げかけをしたところでございします。個々の利用につきましては、地元駅通りの皆さんの考えもありますので、

じっくり協議していかなければならないというふうに考えております。

しかし、今、示されたように確かに陳情を出されております。この用地につきましては民有地でございまして、現段階では町が購入するという考えは持っていないところなんですけれども、地元の方々と協議、検討していかなければならないものというふうに考えております。

それから、商店街整備計画とおっしゃられましたが、町としては商店街整備計画を策定しているものはございませんが、水戸岡氏との契約におきましてお願いをしておりますグランドデザイン事業は、森駅前広場、機関庫周辺から駅前通り商店街でございまして、駅前通りにつきましては、のれんによる修景での統一感形成であるという提案でありまして、またパチンコ店跡地の再利用案の提案であります。その2点が水戸岡氏と現在進めているグランドデザイン事業でございまして。

そのようなことから進捗状況ということでございますけれども、地元の方々のご理解がなければ事業実施はできないこととなりますので、現在、地元駅前通りの方々と協議をしている最中でございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 確認なんですけれども、パチンコ店跡地を今、地元の商店街の人たちの考え方もあるし、町のほうの考え方もあるんですけれども、今、話に聞いている中では、町としてはあそこの買収はしないということにとれたんですけれども、そんなふうでいいんですか。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 先ほど申し上げましたとおり、現段階ではそのような考えを今持っていないということでございます。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） やはり、この話を進めていく中で、地元の人たちの話聞きますと、あそここのところに駐車場の確保もし、町としては水戸岡先生によるデザインのものを何とか組み入れたいというところもあると思うんですよ。地元の人たちは、あそこの駐車場を利用して、大型バスなんか入ってもらって、とまって、そして商店街を見てもらいながら機関庫のほうを使ってもらう。実際、今、駅通りの商店街は皆さん方も感じていると思うんですけれども、シャッターが多くてそんなに楽しい通りという感じはしないと思います、それは自分も感じます。そういう中でいかにして残していくかというようところで陳情が来て、そしてパチンコ店の跡を何とかしてほしい、しかし、今の話を聞いていると用地の話もなく、これから先の計画が進むんでしょうか。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 具体的なものは先ほど申し上げましたとおり、水戸岡氏が今提案をしておるということでございまして、この提案されたものについて地元の皆さん方と協議をしないといけない。町がこうします、ああしますということのみではいけないという部分で考えております。それから、駐車場というふうにございましたけれども、現在、豊後森駅に町営の駐車場

もございまして2時間無料でございますので、そういったところも回遊性のもとにはなる部分ではないかと考えておるところです。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） どういう形にしてもあそこを渡るということになれば、町が保有しないとできない話じゃないんですかね。じゃ、水戸岡先生のデザインで地元の方がいいよという話になってきたときに、今から用地交渉を進めていく、いろんな話を進めていく、時間がかかりかかると思うんですよね。そこの辺でやはり町としては、あそこを本気で開発する気はあるのか、あるんやったらもう早目に用地の交渉をして、そして水戸岡先生のデザインなり地元が要求するような話が決まったときには、さっとかかれるような状態に僕は持っていったほうがいいと思うんですけれども、その辺もう一回確認します。

○議長（高田修治君） あと5分程度です。いいですか。

穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 先ほど申し上げましたように、現段階ではということでございまして、いろんな状況が変わればそれはひょっとしたらまた、私からどうするとは言えませんが、ひょっとしたら町が購入するということも出てくるかもしれませんけれども、現段階ではそのような考えがないということでございまして、森駅通りのことに関しましては、3月のときにも水戸岡氏の協議の中でも、地元の方々との協議の中でも全て町ありきではない、行政に頼るのではないのではないかという言い方もされておりますので、そこらあたりとの兼ね合い、そういった部分も私ども考えていかなきゃならないんじゃないかと思っております。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。

○8番（河野博文君） 時間もなくなってきたのはあれなんですけれども、やはり町が、今、話聞いていると水戸岡先生だけに頼っているのか、町として、まちづくり推進課としてどのようなまちづくりをしていくとか、そういうようなお考えは持たれないのか、住民の人の声も聞きながら、そして水戸岡先生の話も聞きながら、どういうまちに、じゃ、玖珠町としてやっていこうと、そういうような意識は持たれないんですか。

○議長（高田修治君） 穴本まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（穴本芳雄君） 私、まちづくり推進課の担当をさせていただいておりますけれども、これは町としての方針の一端を、一部を述べさせていただいている、それが私の、まちづくり推進課がその役割分担の中で持っておるということでお考えいただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（高田修治君） 8番河野博文君。あと3分です。

○8番（河野博文君） 時間がないので質問を終わりますけれども、やはりまちとして玖珠町の人た

ちを引っ張っていく、そういうようなことを総合的な考えの中で努めてやっていってもらいたい。どことは言いませんが、よそのまちでは職員さんが一生懸命になって自分が考えたアイデアを何とか皆さんに理解していただきながらまちづくりをしていく、いろんなことを職員さんのほうから提案されているところもあります。そういうようなところにやはり玖珠町はなあってほしい。いい意見があったら若い人の意見でも吸い上げていただいて、上の係長さん、課長さんが引っ張っていく、そういうようなまちづくりをしてほしいなというように思っております。そういうようなことを期待しまして、今回の質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 8番河野博文議員の質問を終わります。

次の質問者は、12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） 皆さん、こんにちは。議席番号12番宿利俊行です。

平成26年9月第3回定例会において、一般質問の機会をいただき、誠に光栄の至りであります。まづもってお礼を申し上げます。

さて、暑さ寒さも彼岸までとか申しますが、今年は7月の梅雨明けから夏らしさがなく、一気に秋が来たような今日この頃です。まさに異常気象とでも申しますか、全国各地では災害が多発し、多くの方々が亡くなりになりました。心からご冥福をお祈り申し上げます。幸いにも本町では大きな災害もなく、無事に実りの秋、収穫の秋を迎えていますことは誠にご同慶の至りでございます。これからも町民が安全で安心して暮らせるまちづくりを推し進めていかなければなりません。

そこで、通告に従い、議長のお許しをいただき、一問一答で行いますのでよろしくお願いいたします。

今回は大きく次の3点について、町長及び教育長にお伺いするものです。

まず1点目、障がい者福祉について。

①郡内及び町内から日田支援学校に通学している子どもは何人いるか、伺う。答弁の内容によっては再質問をいたします。

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） それではお答えします。

現在、日田支援学校には小学部、中学部、高等部の3部がございます。現在、本町から通学している児童生徒は小学部4名、中学部4名、高等部5名の計13名であります。玖珠郡全体で見ますと、16名の子供たちが通学しております。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） ありがとうございました。

私は先日、日田支援学校のほうにお伺いをいたしまして、関係者の方々とそう長くはなかったんですが、30分ぐらいお話を賜ったわけでございます。その中で、学校要覧とこういった冊子をいただいて、見せていただいたわけでございますが、今、教育長おっしゃったように、今年はこれは26年度ですからちょっと数字が違うかなと思うんですが、この要覧では小学部が4人、中学部が4人、高等部

が5人、したがって13名の子供が玖珠町から通学をしていると。そしてさらに、九重町からはこの表を見ますと小学1、中学1、高等部1ということで計欄には上がっていないんですね。そして、現在この日田支援学校では54名の子供たちが小・中・高等部に通学をいたしておるそうでございます。

ここの日田支援学校は、これまで私どもはずっと日田養護学校というような名称で聞いておったんじゃないかなというようなことでございましたんですが、この沿革及び施設のこれを見せていただくと、もう非常に歴史が長いんですね。これは、始まりは昭和36年に日田市が日田市立月隈小学校特殊学級として発足をしておるようになります。そして、昭和58年に県立学校に移管をされておると。そして、昨年の12月に県立に移管して30年で、30年の記念式典を行ったというふうにお聞きしております。

今回、私がこのような質問をする一つのきっかけといいますか、これは本年7月から8月にかけて、これはもうあえて旧八幡幼稚園といいますか、現在は休園をいたしております。その園舎において、郡内の障がいを持つ子供さん、これは小学校から高校までのおよそ20人ぐらいの子供たちが、福祉事業の一環で障がいを持つ保護者の長期休暇サポート事業というようなことで実施をされておりました。私も近所なものですからお伺いといいますか、出席をいたしまして、皆さんからいろんな話をお聞きしたんですが、保護者の方、それから職員の方、そういった方々の話を総合してみますと、やはり玖珠町に公立の施設があれば大変助かるというような話が出てきました。また、最近では障がいを持つ子供さんがふえておるというようなことも言われておりました。

それでは、日田の支援学校に通っている子供さん方々、どんな手立てをしておるかなとお聞きしましたら、実に変なんですね。今、日田支援学校のほうに1台のマイクロバスがあります。このマイクロバスが6時半に、あるときはそれ前に出て、そして九重町まで子供さんを迎えに行くそうです。そして、おおよそ九重町を7時に出て、そして玖珠町のトキハの付近で7時半ごろ玖珠町の子供さんを乗せて、それから日田の支援学校のほうに行くそうです。大方着く時間が8時過ぎになるそうです。したがって、その話を聞いたときにこれは大変だなと。普通、健常者でもやはり7時あるいは7時半ごろに出て行くのは大変なことだなというふうに私も思って、今回このような質問をさせてもらっております。

次の②に入っていきますけれども、そういった通学しておる子供さんや保護者の負担を軽減するためには、玖珠町で、質問にありますように②でございますけれども、こういった支援学校を造れば、県のほうに陳情あるいは要望をして、町のほうでそういう施設ができないかというようなことでございます、その辺を。

○議 長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） 私のほうから、ずっと以前、今、養護学校という話が出ましたので養護学校について話しますと、私が役場の職員であったころ教育課長をした時代があります。そのときに、今、宿利議員が言われるように、九重町からずっと子供さん乗せていくんですけども、今でいうH I ヒロセの前にとまる7時20分ぐらいに乗せていきます。そういうことで私ももう大変だなと思ひまして、

その当時の学校教育係長と2人で県の教育委員会、そして日田の養護学校、その当時の養護学校に行っているいろいろお話しをしたんですけれども、なかなかその当時も非常に厳しゅうございました。そういうことの中から、宿利議員の分校の誘致は考えられなかったのかということでございますけれども、今まで私たちが取り組んでおることについて申し述べながら、お答えをしたいと思います。

改めて申すまでもございませぬけれども、学校は次代を担う子供たちが豊かな人間性を育む場でございますので、子供たちの持つ個性やあらゆる可能性を引き出してやれるような教育環境を整えていくことが、私ども教育行政を預かる者に課せられた大変重要な課題であると認識しているところでございます。その課題解決のために、特別支援教育の関連について申し上げますと、先ほど宿利議員からの質問でありましたけれども、今、非常に特別支援が必要な子供が多くなってきております。そのようなことで、私ども教育委員会としては特別な支援を必要とする子供たちのために、学校の実態を勘案しながら特別支援教育支援員19名を当該校、当該園に配置し、子供たち一人一人の教育的ニーズに応じた支援ができるように、現在、配置をし、取り組んでおりますし、途中、就学前からいろいろ協議していくんですけれども、わかった部分についてはすぐつけますけれども、どうかな、大丈夫かな、心配だといってもなかなかそこまではないんで、私どもも今回も財政当局、町のほうのご理解を得て、6月から1名もつけたところもでございます。いわゆる子供の実態に応じて、個に応じた対応ということで現在19名配置しているところでございます。

そして、また、特別支援教育連携チーム会議をしますし、また特別教育支援員の研修会も開催しながら、個に応じた対応ができるような教育実習もしているところでございます。

問題の日田支援学校玖珠分校の誘致の件でございますけれども、私どもが知り得ることについて申し上げます。平成25年2月に大分県教育委員会から出されました第2次大分県特別支援教育推進計画、これは平成25年から29年度までの5カ年間の計画であります。それによりますと特別支援学校の再編整備につきましては、平成25年度に中津支援学校を設置するというところで、今現在できております。平成25年度には日出、佐伯、竹田の各支援学校に高等部を新設する。別府地区の特別支援学校4校のあり方を検討するの3点が示されておまして、日田支援学校に係る記述は悲しいことながら、特に記載されておられません。

このような状況の中、県立日田支援学校（仮称）玖珠分校を誘致することとなりますと、まずは子供の数の問題でございます。今後どれくらいの子供たちが通学する可能性があるのか、その人数が子供たちにとって教育効果を上げるために適正な規模の集団であるのかどうか、そしてその人数が継続的に確保できるのかどうかなどさまざまな観点から考えますと、現時点では（仮称）玖珠分校の誘致につきましては、非常に厳しい状況にあると推察されるところでございます。しかしながら、玖珠町教育委員会として、子供たちや保護者のニーズ等について調査、検討しながら（仮称）玖珠分校の誘致について、今後とも調査、協議を重ねていきたいというふうに考えているところでございます。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） 私は恐らく全然できんよと言われるかなと思っておったんですけれども、教

育長のそういった前向きなご答弁をいただいて、本当に関係者の方は大変喜ぶのではないだろうかというふうに思っております。ただ、私は一気に県立の分校といっても、非常にそれは難しいだろうと、今日言うて明日できるというようなものではないというふうに私も思っておりますし、それならば、やはり日田方式というか、日田は実に昭和36年に市立でそういった、当時の文面ですけれども特殊学級というようなことで発足をいたしておるわけです。ですから、その前段として玖珠町でそういったことを進めつつ、そして将来は県立に移管、日田の支援学校もそういうふうにこれまで経過として来ておりますからですね、そういったことも順次手順を追いながらやっていただければ、3年、5年はかかるかもしれませんが、あるいは10年かかるかもしれないけれども、そういった障がい者の方々にやはり希望を持たせることも大切じゃないだろうかというふうに私は思っています。その中で、これはもう今教育長がおっしゃったように、関係者の話としては近くで見てあげることが一番望ましいのではないかと。そして、やはり、自分たちの子供は自分たちの地域で見てあげるのがベストだというふうに関係者の方もそういうふうに話しておりました。ですから、まあひとつ、ぜひ、今後、と申しますのは、これから玖珠町も中学校の統合がございます。そうすれば、学校が幾つも空き校舎が出てきますですね。ですから、仮に県に移管するにしても、県も今財政状況が厳しい中で、施設まで建てて県がつくってやろうということは難しいと思うんですが、そういった空き校舎の利用といいますかね、そういうものを含めて中長期的な考え方に立てば、私はあながち難しい問題じゃないんじゃないかなと。あとは、人の手だてなんですよ。

そして、もう一つ、ここで私が一番気になったのは、今話したように、生徒が55名の中で職員が54名いらっしゃるんです。ですから、本当に大変なことだなと思ったんですけれども、本当にもう一人一人に先生がついていらっしゃるという形になっておりますから、そうすることによって、そういったら何ですけれども、雇用の確保にもつながってきませんかというふうにも思っておりますから、ぜひ今後検討して、先ほど言いましたように、前向きに取り組んでいただければ大変ありがたいというふうに私は思っております。よろしくお願いします。

〔「ちょっといいですか」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 秋吉教育長。

○教育長（秋吉徹成君） すみません。なかなか特別支援学校になりますと、宿利議員が今おっしゃりましたように、54名の先生がマンツーマンで子供の教育をしますし、小学部、中学部、そして高等部に行きましたら、きちっと職の世話までします。そうすると差しさわりの多いございますので、教職員については大分県教育公務員でございますし、なかなかそれを町でやれといっても難しゅうございますので、しばらく長い溝になっておったんです。

1つ言わせてもらいますと、昔、平成12年ぐらいにつくしの会を初めとする不登校の子供を持つ親たちが何とか不登校の子が行く学校を開設してくれndらうかと。そのとき、そのころは役場の庁舎の3階に相談室がございました。しかし、だんだんと相談に来る人が少なくなってございまして、なかなか相談に来られないという中から片草小学校が休校になりましたので、そこを若草の広場という

ことで開設し、平成13年1月に正式オープンして、今もしております。それは何とか教育相談員ということで退職した校長先生方、先生方にご加勢願いまして、そしてうちのほうが特別支援員をつけて、今していますけれども、それはできたんですけれども、なかなかここは非常にクリアすべき問題がありますし、県の教育委員会とも協議が必要ですので、なかなか長い道のりではありますけれども、町としてはそういう思いを当局のほうに訴え続けていきたいというふうに考えておりますので、申し添えました。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） この項は最後になりますけれども、実は関係者の話によりますと、やはり中等部から来られるよりも小学部からぜひ来ていただいてなれていただくことが、子供のためにもいいし、だから途中で来られると非常に現場も厳しいと、子供も厳しいとそういったことを言っておりますし、これまで障がいのことについては福祉のほうでも十分玖珠町の人員を把握はしてあると思いますので、その辺のところは皆さん方で検討されて進めていただければいいんじゃないかなと、こういうふうに思っております。

次に、2点目でございますけれども、農業振興についてと。

①野菜類の共同育苗センターの設置は考えられないかということでございますが、ご案内のように、販売野菜の3本柱というふうに申しますか、私はそういうふうに思っています、ピーマン、トマト、キュウリの苗代が生産農家の経営を圧迫しているそうでございます。苗のほぼ100%が県外からの購入だそうです。ちなみに、これはピーマン農家の方に話をお聞きしてみたんですが、現在、町内でピーマン農家が52戸あるそうです。ピーマンを生産し、年間の苗代がおよそ600万円ぐらい、したがって、あとのトマトやキュウリを含めた苗代が1,000万円を超すのではないかと言われておりました。全てが県外からの購入でございまして、町内の生産農家の実態を農林課のほうで調べておれば、お聞きしておきたいと思います。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 町内の育苗関係でございます。野菜苗の生産、販売については、以前、玖珠町農協で行ってりましたが、施設の老朽化、専属の職員配置、苗の品質確保などさまざまな問題から生産、販売を中止していると聞いております。

現在、園芸農家の野菜苗の入手方法は、JA玖珠九重を通して種苗業者からの購入、みずから種苗業者からの購入、自作での苗生産が主な方法となっております。購入に関しては、町外もしくは県外からの購入となり、苗代に流通コストが加算され、生産コストが割高になっていることは承知しております。玖珠町は夏季冷涼な気候を生かして多くの品目が栽培されており、そのニーズに応えるためには施設、設備、資金、人材がどの程度必要であるか、また運営方法をどうするか、関係機関と検討する必要があると思っております。

先ほど宿利議員さんが申しましたピーマンでございます。52戸ということでお話がございましたが、私が玖珠町のピーマン農家の実態を調べたところ、町内は36戸というふうに農協のほうから聞いてお

ります。36戸全ての方が農協を通して苗を購入しているということでございますし、苗代も500万以上かかっているというふうに存じております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） これは数字のことございまして、JAに入っておる、いわゆるピーマン部会に入っておる方がこういう数字、入っていない方が、今、私が言った五十二、三戸あるのかなというふうに思っております。さっき課長おっしゃったように、以前は町内にそういった育苗センターがあったけれども、どうもうまくいかなかったということで、それから全て県外から購入をしておるが、ぜひ町のほうでこういった農業振興、野菜のそういった苗を、いわゆる育苗センターあたりを設置する考えはないか、ぜひ、設置して生産農家の負担軽減をしていただきたい。と申しますのは、これはキュウリをつくっている方なんですけれども、二、三名の方に話を聞いたんですが、苗代はやはり半分ぐらいかかると、手取りの半分ぐらいが苗代で出してしまうというようなことも聞いたときに、これはやはり行政として何らかの負担軽減をしてあげる必要がありはせんかなというふうにも思っております。わけでございますけれども、その辺は今後考えるかどうか、急に質問しても答弁に困るうかと思いますが、一応考えがあればお聞きしておきます。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） お答えをいたします。

先ほども申したとおり、当玖珠町におきましては、夏季冷涼な気候を生かして多くの品目が栽培されております。そのニーズに応えるためには、やはり議員さんが言われるように、施設、設備等が必要になるかなというふうには考えております。しかしながら、具体的には各種補助事業を利用して建設し、JA玖珠九重農協が運営をすることが望ましいというふうに考えております。しかしながら、前に述べたような問題をいかに解決するかが重要な課題となるというふうに考えております。

また、経営をしていく中での費用対効果、さらには損益分岐の調査を行う必要もあるのではないかなというふうに考えておりますし、現在、九重町にあります株式会社九重おひさまファーム、さらには株式会社大分ボール育苗センターという育苗生産の会社が経営を行っております。株式会社九重おひさまファームは、主にトマト、ナス、ピーマンの苗生産をしています。株式会社大分ボール育苗センターは、大分県、全農おおいた、M&Bフローラとの合弁会社で花の苗を主につくっておりますが、九重のトマト部会、さらにはイチゴ等の苗も受注しているというふうに聞いております。

以上のことを踏まえまして、野菜類の共同育苗センターについては、当然玖珠町内にあればよいと考えられますが、町として建設、運営を行うことは現在考えておりません。

以上であります。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） いろいろ難しいことと思いますが、やはり、こういった生産者の側にも立っていただいて何らかの助成をするなり、あるいはそういったのが一気にできなくても、将来的

にこういった部会の方々と膝を交えてしっかり話を聞いてあげるといいなと。その辺が聞いてみるとやはり実情を農林課は知らんのではないかという話もあるんですね。ある町民に言わせると、農林課の職員でくわやら鎌やら持ったことないような職員もおりはせんとか、そういうような話が出てくるんですよ。ですから、ひとつ、皆さん方がいろんなお仕事もありましょうけれども、JAとしっかりタイアップして、そしてやはり、野菜農家の方々のそういった話も聞いてあげることによって、こういう問題が解決していくんじゃないかなというふうに思っていますので、ぜひともよろしくお願いしときます。

次に、②畜産公社のその後の経過についてということでございますので、わかっておる範囲で結構でございますので。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 畜産公社のその後の経過についてということでございます。

社団法人玖珠町畜産公社は、昭和49年11月に社員を玖珠町及び旧玖珠町農協とする公益法人として設立し、昭和62年4月に民間への経営移譲を行い、経理事務局を役場内に移転をしました。その後、公社解散に向けた処理などについて、公社の総会、理事会で協議し、公社理事で構成します対策委員会にて平成6年3月に出されました第3次答申による繰越欠損金の精算に対する具体策が公社総会で承認されたことを受け、玖珠町は議会の承認を得ながら対応をまいりました。その後も引き続き、公社解散に向けた総会を重ねてまいりましたが、合併後の玖珠九重農業組合との協議が調わず、最終的には公益法人制度改革に伴いますみなし解散となり、平成25年12月1日付で県による嘱託登記がなされ、現在、清算業務のみで事業のできない解散法人、清算法人としての存在となっております。

法人の解散及び清算は裁判所の監督に属することとなっており、その事務について裁判所と協議し、清算業務を進めていく時期におきまして、農協が玖珠町に対しまして公社欠損金処理等に関する損失補償等請求訴訟を平成26年1月16日に提訴しましたので、清算法人としての清算業務が停止した状態となっております。

その訴訟につきましては、3月14日の第1回口頭弁論から第4回が9月12日に開催されました。次回、第5回につきましては10月31日となっております。今後におきましても、裁判の結果を注視していきたいと思っております。したがって、裁判の内容に係る答弁は差し控えさせていただきますとともに、今後必要となります公社清算事務につきましても、この裁判結果を踏まえたものであり、現在、回答できる内容がないことの報告とさせていただきます。

これまで各議員さんにおかれましては、公社理事としてのご協力をいただき、また今後の清算におきましても議会での承認、ご協力をいただきながら業務を進めてまいりますので、どうぞご理解のほどよろしくお願いいたします。

以上であります。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） 詳しい内容については立ち入る気持ちはありませんが、1つだけ、今裁判中ということですが、これはあくまでも白黒決着するまでおやりになるのかどうか。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） あくまでも裁判結果を踏んでというような形になると思いますので、ここでそういうご回答ができないことだけはお断りをいただきたいというふうに思います。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） ありがとうございます。

次、③万年山牧場のこれまでの経過とこれからの対応について伺うということでございます。

○議長（高田修治君） 梅木農林業振興課長。

○農林業振興課長兼農業委員会事務局長（梅木良政君） 万年山牧場のこれまでの経過とこれからの対応ということでございます。

この万年山牧場の件につきましても、先ほどの畜産公社との関連がありますので、裁判に係る部分につきましても答弁は控えさせていただきますが、概略の経過と今後の対応方針、考え方についてのみ触れさせていただきます。

現地につきましては、昭和49年以来民間委託を経て、その後の解散に向けた公社の取り組みの中で、最終的には平成25年2月25日付で土地、建物等が公社の手元に戻り、公社が直接片づけ等のできる状態となったわけではありますが、法人解散の協議は農協と進まずにみなし解散となっており、また訴訟となりましたので、その後の清算業務も現在、停止した状態となっております。

以上であります。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） 大変難しいことではございますけれども、こういったことは早く解決をされて、本来の畜産業務にかかわっていただくのが、やはり町民あるいは関係者の利益につながるんじゃないかなというふうに思っております。いずれにしてもこういうことがずっと引き続いて、担当の職員の方も大変でしょうし、これがどう転んでも大きく町民の利益につながるようなものでもないような気がしますので、ぜひ、さらなる努力をしていただきたいなというふうに私は思っておりますので、そういったことで今後、関係者の理解を深めるよう格段のご努力を賜りたいというふうに思っています。

次、3点目の、最後になりますが、町営プールの利用について。

①管理、監視人の養成を予算化し、各プールに配置せよということでございますが、答弁をお聞きして、内容によっては再質問をいたしたいというふうに思っています。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 宿利議員のご質問にお答えをいたします。

町営プールにつきましては、条例により7月1日から9月20日までの期間の利用ができるように定

めております。その間、学校の授業でいわゆる専用使用する場合は、教職員が管理及び監視の業務を行っておるところでございます。

ご質問に係る分はその他の夏休み期間中に児童生徒が利用する、いわゆる一般利用についてであると思いますが、その間のまず管理人についてであります、学校やPTAのほうからご紹介をいただいた方に残留塩素の測定や薬剤の投入、清掃等の対応をお願いしておるところでございます。この方たちの養成という部分は特段しておりません。業務的にはそれほど難しいことではございませんので、教育委員会の担当職員等がその場に行ってレクチャーをしておるというような状況でございます。

また、監視員につきましては、町営プールの規則の中で、万全の監視体制をとるため3人以上の監視員をつけることを許可条件としております。PTAなど夏休みの一般利用を希望する団体には、毎年教育委員会が開催する水上安全法講習会や各学校で行われるそれに準ずる講習会等を受講していただきまして、監視に当たっていただいております。

宿利議員には、平成24年の第4回定例会の一般質問の中でも同様に3人の監視員の対応が困難な地域が多いので、町営プールの監視員を町で養成して町営プールの一般利用に活用しなさいというご提案をいただいたところであります。教育委員会といたしましても、当時発足したシルバー人材センターの活用なども含め、地域人材を養成して委託する方向を検討いたしましたが、プールの監視を外部に業務委託する場合には、従来のような保護者が無償で自主的に監視するのとは違い、委託業務の受託者は警備業法の適用を受けるということで、プール安全管理者資格、水泳指導管理士資格などプールにおける安全確保に資する専門的な資格が必要であるということがわかり、その養成については断念をしたところでございます。

しかしながら、今年の夏休みも塚脇地区を除く6地区の町営プールで、小学生を中心に延べ81回、対象児童でいいますと390名が団体使用をしております。多いところでは、毎回5人の保護者の方が監視員として対応をしていただいております。教育委員会といたしましては、今後も安全講習会等を定期的に関いて、監視をされる方が水泳事故を未然に防止するための具体的なノウハウを理解して、責任を持って子供の安全確保に努めていただけるよう進めていくとともに、地域のコミュニティーにもボランティアとしてのご協力をいただけないか、呼びかけのほうをしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） なぜ私がこんな質問をまたしなきゃならないかというのは、ご案内のように今年、町営プールの施設整備といいますか、特によそは知りません、八幡はおかげで立派になったんです。しかも、八幡のプールはご案内のように道路脇にあつて、住民が非常に興味を持つ場所なんです。地域の住民の方々がせっかく立派になった施設をなぜ使わないんだろうかと。私に、じゃ、施設整備にどんぐらいかかったかと言うから、それは恐らく1,000万以上かかっているだろうと。一千数百万整備に費やして、そして実質的に使ったのは、今課長がおっしゃられるように7月の学校があ

いとる間、そして7月22日から学校は夏休みになって、8月の6日から5日まで使っております。それは、小学校の子供だけで中学校は使えないですね。と申しますのは、今おっしゃったように、小学校は保護者が3名、毎日監視に来て、そしてその中で子供たちがプールを利用しておるといようなことなんでしょうね。ですから、今課長がそういったいろんな問題があれば、やはり、そういったことを地域の方々にお知らせするなり、ここのプールはこういうふうに立派になったけれども、なかなか簡単には使われないよと、そういうことで皆さんが認めるかどうかなんですよね。ただ、やはり、そうじゃなくして、形はどうあれ、子供たちに夏休みの期間ぐらいは私は何とかして使わせてやったらどうかと思うんですよね。これは将来のことになるけれども、やはり子供たちが大きくなったときに泳ぎもできないというようなことがあってはならないし、また、町営プールはほとんど屋外なんですよね。ですから、極端なことを言うと、雨が降っても火が降っても子供たちは泳げるということですね。学校のプールを使えなければ、結構冷たい話なんですよね、B & GがあいておるからB & Gのプールに行きなさいと、そういうようなことを言われたというからですね。もちろん、プールで事故があってはなりません。けど八幡のほうから小学校の生徒は自転車には乗っていけないですね。だから、やはり、保護者が誰かが車に乗せていかならんとかいうように、中学生であっても自転車で行けば交通事故の可能性もあるし。ですから、事故を余り恐れて子供たちのそういった発達段階の、夏休みのプール利用あたりを、何とかそこは皆さん方の知恵を出し合って、私は利用し、あるいは使用させてやりたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、今年は既に9月も終わろうかというような時期に差ししかかっていますが、来年の夏に向けてそういった取り組みを考えられるかどうか、ちょっとお聞きしてみたい。

○議長（高田修治君） 長尾教育総務課長。

○教育総務課長（長尾孝宏君） 現状として、小学校によっては夏休み期間中ずっとPTAのほうで、監視の対応をしているところもございます。出向家庭数の問題等もあろうかと思っておりますので、そういった部分ができないところのPTAと今後ちょっと相談しながら、そのニーズと地域人材の部分で対応ができるかどうかの検討をしてみたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） ありがとうございます。

ぜひ、来年のことを言うと鬼が笑うというようなあれを思い描いておりますけれども、そういうことでなくして、ぜひ、来年は各プールで子供たちが夏休み中は声を上げて、しかも子供たちだけでなく、地域の大人たちも一緒にプールの中で裸のつき合いができるようなことにしていきたいなということをもちまして、私の一般質問を終わります。ご協力ありがとうございました。

○議長（高田修治君） 12番宿利俊行議員の質問を終わります。

ここで15分間休憩をいたします。3時5分でお願います。

午後2時48分 休憩

△

午後 3 時 05 分 再開

○議長（高田修治君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

次の質問者は、14 番片山博雅君。

○14 番（片山博雅君） 議席番号 14 番片山博雅です。

通告に従いまして、質問をいたします。議長のお許しを得て一問一答方式で行います。

質問に入る前に、今年の夏は天候に恵まれず、作物が不能で野菜の値段も上がり、家庭を守る主婦より悲鳴が上がったと聞いております。そのようなとき、玖珠町のビックニュース、全国学力テストの結果、よい成績であり、教育長、学校長、学校関係者は大喜びだと聞いております。おめでとうございます。

そこで、不登校の現状と予防対策について。

いじめは不登校の大きな原因と言われております。いじめられたとか、教師から体罰を受けたことに起因して、子供が自殺した等の新聞報道がありますが、町内の小・中学校のいじめや校内暴力、また教師による体罰はあるか、その実態について伺います。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） いじめ、暴力行為、教師による体罰に係る本町の小・中学校の実態についてお答えをいたします。

まず、いじめの実態についてでございますが、今年度、1 学期を終えた段階での調査では、町全体のいじめに関する認知件数は小学校で 21 件、中学校で 9 件ございます。このうち、一定以上の解消が図られたというものが、小学校で 7 件、中学校 8 件。つまり、現在支援中というものが、小学校 14 件、中学校 1 件でございます。この支援中というのは、いじめが継続しているということではございませんで、いわゆるいじめを受けたと感じた児童・生徒がいわゆる心穏やかに通常どおり学校が送れるために、各学校でいじめた側への指導、いじめられた側へのケア等を繰り返し、丁寧に行っているところであるというふうに捉えていただきたいと思います。

なお、いじめの内容としましては、冷やかし、からかいというものがほとんどでございまして、その他、若干ですが、仲間外れや嫌なことをされる、強くぶつかられたりするというものでございます。いわゆる、報道等であります重大事案というものは、1 学期の間には発生をしておりません。

2 点目の暴力行為についてですが、これにつきましても、1 学期末現在での報告でございますが、そういう事案が発生したという報告は受けておりません。

3 点目の教師による体罰事案につきましても、1 学期末現在で報告は今のところ 1 件もないという現状でございます。

以上です。

○議長（高田修治君） 14 番片山博雅君。

○14 番（片山博雅君） ちょっと、資料をとります。

続けます。

今、学校教育課長にいじめについては、1学期の間ということですかね、これは。通常は、今までということ、昨年度とか言うんですが、今1学期のことですね。はい、いいですよ。

これは平成24年9月議会の一般質問です。答弁されている方、学校教育長ですから。いじめや不登校をなくそうということで、新聞やテレビでいじめや不登校の問題が多く報道されております。特に中・高生の自殺者が全国で200名、いじめが7万231件発生しております。大分県は熊本県に次いで2番目に多いと聞いておりますが、玖珠の現況と対策をとということで、本年度8月までに小・中学校で確認した件数は25件、うち解消は18件、支援中は7件となっております。これは学校、教育委員会としても真剣に取り組んでいるということで、そう上がってはいないということでよかったんじゃないかと思っております。ただし、国を守り、国民の生命、財産を守る自衛隊においても、いじめで自殺しているんですね、これが。海上自衛隊で。本当に嘆かわしいということじゃないかと思っております。海上自衛隊というと、出航すると最低2カ月ぐらいしないと帰ってこない、遠洋航海になったら半年ぐらい帰ってこないということなんですが、1つの船に大体二百四、五十人で乗って行って、旧軍においてはまず監査、船の監査をします。いじめ事案があるんじゃないかと思ったら、まず倉庫に行くそうです、清掃用具を入れている。昔はブリキの清掃バケツ、それをこう見て、それがしっかりしていると、傷がないとこの船はしっかりしとるぞ、いじめがないぞと。いじめがあるとそれを蹴ったくったり、投げつけるから変形していると。そうすると、この船はいじめとかいうのがあるんだなということで、監査を厳しくするということであります。

それで、いじめと不登校と因果関係があると思うんですが、この問題は不登校とかいじめの現況をつかむためにどのような方法があるかということで、私も10年前に買ってあった本をちょっとひもといたんですが、問題行動の早期発見というので、問題行動を早期に発見し、それに適切な指導を行うことは問題生徒の指導の原則である。しかし、早期に発見することはそう容易なことではない。教師の経験から獲得された勘、教師の勘ですね。ということは、若い先生はないと思います。大切である。さらに次のような考え方や方法に注目することが望ましい。なお、問題行動は非社会的な問題行動と反社会的な問題行動に分類されるが、まず最初に、両者に共通する早期発見の手がかりを挙げてみようということ、態度、習慣に親、教師に理解できないような著しい変化があるということで、先ほど学校教育長が言った冷やか、仲間外れ、この部類なんて大体15項目ぐらいずっと書いておられます。そういう兆候を早くつかむということについて、教育委員会としては学校にどのような指導をしているかをお伺いします。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 今、議員からご指摘がありましたように、いじめ、不登校等、いわゆる生徒指導にかかわる問題につきましては、早期発見、早期対応というのが大原則であると、そのとおりだというふうに認識しております。いじめに関しますと、各学校では最低年間3回以上いじめに関する実態調査を行っております。また、生徒との個人面談を計画的に必ず行うようにしておりますし、生活ノート等、日ごろのいわゆるこういう生活しましたという中に、そういったヒントになるも

のといひますか、材料があるんじゃないかということで、そういった生活ノートのやりとり等からも把握をしておるところです。また、今具体例でお示しいただきましたように、実は学校現場によりますと、例えばトイレですとか、それから学校の環境が少し変わることによって、そういったものが見えてくる場合がございます。例えば、机をつけなさいといったときに子供たちがずっと机をつけなくて、少し間が空いている。実は、こういうところからいじめですとか、そういったものの実は糸口があるというふうに、現場にいらっしゃる先生方は実践的にそういうものをつかんでおりますので、私ども教育委員会としましては、そういった事例をいろんな研修の場でも多くの先生方に先ほど若い先生方はなかなか経験が少ないというご指摘がありました。若い先生方にもそういったものを語り継いでいくといひますか、伝えていくという場を教育委員会としては設定してまいりたいと思っておりますし、教育委員会としましては、月例報告という形で毎月学校からいろんな報告を上げていただいております。これも今年度から様式を若干変えまして、いじめに関する事項についてはより具体的に記すこと。それから欠席につきましても、3日欠席をしたら病気であっても何でもどんな理由でも、3日以上欠席した子供については、全て名前を挙げて報告を上げるように今年からいたしております。そうしまして、私どもとしましては、より早く具体的に情報を手に入れたいというふうに取り組んでいるところでございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 他人が集まって集団生活する中においては、何かとそういうことが出てくるんじゃないかと思いますが、家庭の中でも兄弟、男2人おるといつもけんかばかりしているとか、兄貴のほうじゃなくて弟を静めると兄貴だけ肩持っているととかいろいろやっぱり我が家でもありました。そういうところですが、良い方向に持っていってもらいたいと思っております。

それと、不登校なんです、不登校については平成16年6月のときに質問をしているんですが、青少年の非行、不登校の数々がマスコミでも繰り返し取り上げられているが、心の教育を軽視した結果と思う。本町の小・中学校の不登校の現況を聞くということで、学校教育課長は年間30日以上長期欠席者のうち、何らかの心理的、情緒的、身体的などにより登校しない、したくてもできない状態を不登校といい、町内の不登校者は中学生12人、小学生7名である。不登校対策として、学校、地域、家庭が一体にわかきさの広場相談室、カウンセラー、保護者などと取り組みをし、不登校をなくすようにしておりますと言っているんですが、学校に無届けで1日でも休んだらやっぱり不登校なんですよ。ところが、これでいくと30日以上というのは長期欠席者を不登校というというんですが、学校に届けなくて、学校に行かないというのは不登校なんです、今もそういう状況で確認していいんでしょうか。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 不登校の定義につきましては、文部科学省から出されておりますものは今議員がご説明くださったとおり、年間30日以上欠席した児童生徒のうち、病気や経済的な理由を除き、何らかの心理的、情緒的、身体的、あるいは社会的要因背景により児童生徒が登校しない、あ

るいはしたくてもできない状況にある者ということで変わってはおりません。

○議 長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） こうなってくると、今答弁でありましたように、年間30日以上欠席を不登校というけれども、28日だったら該当しないとかいうことが出てくるんじゃないかと思いますが、要は不登校をなくすということが大事じゃないかと思っております。

私は、いろいろ情報を入れるのに私の家のすぐ横は県道のために歩道があるわけです。そこに立っているといろいろ挨拶する子もおれば、朝はもう「おはよう」と言ったらさっと思ひます。もう、下校中はだらだら帰るんですが、6月、5月の暑いときから「おいちゃん、水を飲ませてください。」、「トイレを貸してください。」、「電話を貸してください。」と言うんですよ。私にも家内にも言われる。そしたら、それはどんどん使うんですけども、「電話は何に使うの。」と言ったら、「暑いから迎えに来てもらいます。」と言う。そうか、「うちは電話故障しているんだよね。」と言うと、「うそ。」と言うんですよ。それで、キャラメル、あめを置いていて、「これ、あめやるから、これ食べながら帰りなさいよ。そうすると、今日は疲れても明日は元気になるぞ。」と言って帰しよるんですけども。それとか、1人の子に対していろいろ話してみると「あんた何かいじめられたことないの。」とか、「いじめることしないの。」とか、いろいろ聞くんですが、今のところそういう傾向はないですけども、ただ中学生以上の少年柔道なんかに来た子に聞くといろいろあって、やられているということもあるんですが、特に詮索は私もしませんでした。そういう中で、学校、それと家庭、地域社会、こうした人たちが手を取り合って、そういう不登校をなくしていくのが大事じゃないかと思っております。

それで私は一般質問する前に、この玖珠町の第5次総合計画と、見たことあるでしょう。これ見ると一番初めに朝倉町長がにこにこしている。載っておりますわ。この内容の中で私驚いたんですが、学校教育に関する件がちゃんと載っているんですね。第2章、生きる力と思いやりの心を育む学校教育の充実ということで、本町の学力を向上させることは喫緊の問題だと。向上に努めると書いていて、23年3月にこの計画ができたんですが、もうこの今全国の平均を超えたということで、すばらしい成果じゃないかなと、学力向上については。ただ、いじめ、不登校、児童虐待防止対策の推進と。課長、見ているでしょう、いつも。この中で、生徒指導と連携し、情報交換などにより、いじめ、不登校、非行、児童虐待などの早期発見、早期対策に努めるとともに、教職員退職者である相談員による相談業務や学校への復帰支援を図ります。また、教職員による常日ごろからの対策により、子供の自己肯定感の醸成に努めると。非常にいいこと書いてあるんですよ。問題は、もう23年ですから今26年ですよ、3年間少し状況は変わったか、進捗しているかをお伺いします。

○議 長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） 今、ご指摘のありました点ですけども、例えば不登校に関して申しますと、各学校では当然ですが、継続的な家庭訪問を実施したり、それからカウンセラーを活用した相談活動、さらには、相談センターのお話がありましたが、わかくさの広場の活用等、その時々、不

登校に関してはいろんな状況がございますので、その状況に応じていろんな対策を講じているところです。特に、今年度は県の事業と絡みまして、町内に不登校対策コーディネーター、これは現場の先生なんですけれども、1名配置をいただきました。この不登校対策コーディネーターは、勤務している学校だけではなく町内全校の不登校に係る実態把握、それから対応についての核となりまして、いろんな場で協議を進めたり、またわかくさの広場との連携をとったりして力を尽くしていただいているところです。こうした形で、毎年毎年不登校、それからいじめ問題等の生徒指導にかかわる部分につきましては、いろんな試みをしながら一人でも子供たちを救いたいといえますか、そういう気持ちでおります。また、虐待等につきましては、福祉の方々とも連携をとりまして、定期的にケース会議なども持ちまして情報交換もしているところでございます。ちなみに、今年度は現在のところ、不登校を見ますと、先ほどの定義で申しますと中学校で5名の生徒がいわゆる、まだ年間30ですから1年たっていないわけなんですけれども、今の状況でいいますと中学校で5名の生徒が不登校の傾向にあるというふうに捉えているところでありまして、これは昨年度に比べますと、率あるいは人数でいいますと町内では減少しているということでありまして、県全体のいわゆる不登校の出現率というふうに申しますが、県全体の平均からしても、今年度、今のところは下回っているという状況でございます。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 今の答弁では不登校対策コーディネーターという方が1名おられるということで。この方はいつもどこにいるのだろうか、定時は。そして、各学校を計画的にどのように回っているかお聞きます。

○議長（高田修治君） 米田学校教育課長。

○学校教育課長（米田伸一君） お答えをいたします。

通常は、こういう言い方が妥当かどうか分かりませんが、いわゆる不登校の対象生徒がいる学校に配置をしております。週に1回はわかくさの広場に行きして、わかくさの広場に通っている子もおりますので、その子の状況等も連携をしておりますし、また夏には研修会で各学校の担当の先生方が集まった場で、こういった不登校に関わるお話をしてもらいました。さらに、各学校には今のところまだ定期的に何曜日ほどこというふうにはなっておりませんが、事案が発生した、ちょっと心配な子供がいるという場合にはすぐそちらの学校に動けるような体制はとっております。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅君。

○14番（片山博雅君） 玖珠町が学力向上で著しくいい成果が上がったんだというふうになると、学校もこれはもっと頑張らないかなということで、学力のほうに集中して、これついていけない子も出てくるんじゃないかと思っております。学校教育は知育・徳育・体育とこの3つをうまく組み合わせていくわけなんですけれども、そのあたりをうまくいってもらって、学校が楽しい学校であるということを教育委員会のほうで、また各学校に周知していただきたいと思っております。いい子供を育てるということで、私は今まで玖珠の学校は成績が悪かったからって言うから、そんなに頭が悪いんだろうかと思ったら、なんてことはない。勉強しなっただけですよ。いい頭みんな持っている。

これから、どんどん玖珠町が子供がよくなっていくと思って、信じております。ということで、一般質問、これで終わります。

○議長（高田修治君） 14番片山博雅議員の質問を終わります。

日程第3 追加議案の上程（発議第2号）

○議長（高田修治君） 日程第3、追加議案の上程を行います。

議会運営委員会委員長の報告のように、発議第2号については委員会付託を省略し、本日の日程の中で上程及び議案質疑として、討論、採決は本定例会の最終日に行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高田修治君） 異議なしと認めます。

よって、今定例会に追加されました発議第2号は上程することに決定いたしました。

事務局長に追加議案の朗読をさせます。

帆足事務局長。

○議会事務局長（帆足浩一君） 追加議案を朗読いたします。

発議第2号 玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について。

以上であります。

○議長（高田修治君） ただいま上程されました議案の提案理由及び説明を提案議員に求めます。

提案者、宿利俊行君。

○12番（宿利俊行君） お疲れさまです。

発議第2号

平成26年9月18日

玖珠町議会

議長 高田修治 殿

提出者 玖珠町議会議員 宿利俊行

賛成者 々 松本義臣

々 々 石井龍文

玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

玖珠町議会議員の定数を求める条例の一部を改正する条例

上記の議案を、別紙のとおり地方自治法第112条及び会議規則第14条第2項の規定により提出しま

す。

玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について

玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成26年 9 月18日提出

玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

玖珠町議会議員の定数を定める条例（平成14年玖珠町条例第31号）の一部を次のように改正する。

本則中「16人」を「14人」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成26年10月 1 日から施行する。
- 2 玖珠町議会議員の定数については、平成26年10月 1 日以降はじめてその期日を告示される一般選挙までの間、なお、従前の例による。

（理 由）

本町の将来を見通した時、人口の減少や少子高齢化に伴う社会保障費の増大が見込まれる中、議員の定数を削減し、住民福祉の向上を図るとともに、引き続き行財政改革を推進するため提出するものである。

なお、次のページに新旧の対照表を参考資料として添付してございます。一読願いたいと思います。
以上。

○議 長（高田修治君） 以上で提案理由の説明を終わります。

日程第 4 追加議案の質疑（発議第 2 号）

○議 長（高田修治君） 日程第 4、質疑を行います。

発議第 2 号、玖珠町議会議員の定数を定める条例の一部改正について、質疑ありませんか。

（な し）

○議 長（高田修治君） 質疑なしと認めます。ありがとうございました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

明日19日は、引き続き一般質問を行います。

本日はこれにて散会します。

ご協力ありがとうございました。

午後 3 時34分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成26年 9 月18日

玖 珠 町 議 会 議 長 高 田 修 治

署 名 議 員 石 井 龍 文

署 名 議 員 藤 本 勝 美